

第6期中央教育審議会生涯学習分科会における

議論の整理

平成25年1月

中央教育審議会

生涯学習分科会

【 目 次 】

はじめに	1
第1章 今後の社会教育行政等の推進の在り方について	2
1. 生涯学習・社会教育を取り巻く社会が変化する中で求められるもの	2
(1) 個人の自立に向けた学習	2
(2) 絆づくり・地域づくりに向けた体制づくり	3
2. 社会教育の役割及び課題	4
(1) 社会教育の役割	5
(2) 近年の社会教育の成果	6
・学校教育との連携・協働による地域コミュニティの形成	6
・家庭教育における学習機会の提供と地域人材の育成	7
・生涯学習社会の構築に向けた寄与	7
(3) 社会教育行政が抱える課題	7
①地域コミュニティの変質への対応	7
②多様な主体による社会教育事業の展開への対応	8
③社会教育の専門的職員の役割の変化への対応	9
3. 今後の社会教育行政の取組の方向性 ～「社会教育行政の再構築」～	11
・関係行政部局との連携・協働の推進	11
・初等中等教育機関との連携・協働の強化	13
・大学等の高等教育機関との連携・協働の推進	13
・民間団体の諸活動との連携・協働の推進	14
・企業等との連携・協働の推進	14
・様々な主体との連携・協働を推進するための体制の整備等	15
・地域社会を担う人材の育成	15
・都道府県の役割	16
・国の役割	17
4. 生涯学習振興行政の調和・統合機能の強化	18
(1) 生涯学習振興行政と社会教育行政の関係	18
(2) 生涯学習振興行政の取組の推進	19

第2章 今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策について・・・・・・・・	21
1. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制作りの推進	
(1) 社会全体で子どもたちの活動を支援する取組の推進・・・・・・・・	22
(2) 学びの場を核にした地域コミュニティの形成の推進・・・・・・・・	23
(3) 地域社会と共生する大学等の高等教育機関づくりの推進・・・・・・・・	23
(4) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実・・・・・・・・	24
2. 現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージに応じた学習機会の充実	
(1) 現代的・社会的課題に対応した学習の推進・・・・・・・・	25
(2) ライフステージに応じた学習機会の充実・・・・・・・・	26
(3) 学習機会の確保のための環境整備・・・・・・・・	27
3. 社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実	
(1) 子ども・若者への学習支援・・・・・・・・	28
(2) 成人への学習支援・・・・・・・・	28
4. 学習の質保証・向上と学習成果の評価・活用の推進	
(1) 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進・・・・・・・・	29
(2) 学習活動の成果の評価・活用の推進・・・・・・・・	30
(3) キャリア形成のための新たな学習・評価システムの構築に向けた基盤の整備・・・・・・・・	30
(4) ICTを活用した学習の質の保証・向上、学習成果の評価・活用の推進・・・・・・・・	31
5. 生涯学習・社会教育の推進を支える基盤の整備	
(1) 様々な主体との連携・協働を進めるための社会教育行政の体制の確立・・	31
(2) 地域の学びを支える人材の育成・活用の推進・・・・・・・・	32
(3) 社会教育施設の運営の質の向上・・・・・・・・	32
(4) 生涯学習・社会教育分野における調査・研究の推進・・・・・・・・	32
(5) 生涯学習・社会教育の活動を支えるための民間資金等の有効活用・・	33
おわりに ・・・・・・・・	34
参考資料 ・・・・・・・・	37
「議論の整理」の概要 ・・・・・・・・	97

はじめに

- 平成23年6月に発足した第6期中央教育審議会生涯学習分科会では、平成20年2月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(以下「平成20年答申」という。)の提言内容や平成23年1月に整理された「生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について～第5期中央教育審議会生涯学習分科会における検討状況～」(以下「第5期検討状況」という。)の検討内容等を受け、東日本大震災等の社会状況の著しい変化も踏まえ、今後の生涯学習・社会教育の振興に関する具体的方策について審議を行った。
- その際、教育振興基本計画部会(以下「計画部会」という)において、第2期教育振興基本計画の策定に向けた検討が行われていたことから、計画部会の審議に資することも念頭に置きながら審議を重ねた。
- こうした中、計画部会においては、社会の構造変化や教育の現状と課題等を受けて、今後の我が国社会が、
 - ・ 自立(一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくこと)
 - ・ 協働(個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを活かして、共に支え合い、高め合い、社会に参画すること)
 - ・ 創造(自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくこと)が可能となるような「生涯学習社会の構築」を目指す必要があるとの方向性を打ち出した。
- これを受けて、生涯学習分科会としては、「生涯学習社会の構築」の中心的な役割を担う社会教育行政の今後の推進の在り方について、集中的に審議を行った。
- この「議論の整理」は、こうした第6期生涯学習分科会の審議内容を整理し、取りまとめたものである。この「議論の整理」が、国や地方公共団体等の取組の指針となり、生涯学習・社会教育の活性化に資することを期待する。

1. 生涯学習・社会教育を取り巻く社会が変化する中で求められるもの

(1) 個人の自立に向けた学習

- グローバル化や情報通信技術の一層の進展に伴って、人・モノの流動化・多様化が進み、経済競争の激化、産業の空洞化、雇用環境の変容、失業率の高止まり、所得格差の拡大等、我が国の経済・雇用環境は、変化が激しく、先行き不透明な、厳しい状況になっている。また、既に本格的な少子・高齢社会に突入し、今後、急速な高齢化と人口減少が予想される中、このままこの状況を放置すれば、国内経済規模の縮小、税収の減少、社会保障への悪影響などを招き、ひいては、財政破綻の懸念など危機的な状況に陥ることは免れない。
- 我が国が、こうした状況や危機を乗り越え、新たな付加価値を創造する社会へと転換して、人々が成長の果実を享受できるようにするためには、我が国社会を構成する国民一人一人の能力の向上・底上げが不可欠となる。この能力としては、子どもについては「生きる力」が、成人については、自立した一人の人間として力強く生きていくための「総合的な力」があげられる¹。
- この「生きる力」や「総合的な力」については、学校教育など人生のある一時期やある場所のみで身につけられるものではなく、生涯にわたって、多様な場で様々な学習経験を積む中で、身につけられるものである。
- このため、全ての国民が、「生きる力」や「総合的な力」を身につけられるよう、いつでも、そのライフステージや置かれた状況に応じた学習(例えば、①正規・非正規雇用者のキャリア・アップのための学習、②出産や子育て後の女性の再就職のための学習、③青少年の人間的な成長に不可欠な様々な体験学習、④若年無業者・引きこもり等の若者が社会生活を円滑に営む上で必要な社会的・職業的自立のための学習、⑤子育てへの自信や対処能力を持たせるための家庭教育に関する学習、⑥中高年齢者等の地域社会への参画や生活の充実・生きがいのための学習など)の機会が得られ、

¹ 平成20年答申において、国民が今後の社会の変化を生き抜いていくための力として、「子どもについては、「生きる力」を、また成人についても、狭義の知識・技能のみならず他者との関係を築く力等豊かな人間性を含む総合的な力」をあげている。これらの力は、計画部会で示された「社会を生き抜く力」と軌を一にするものであるが、特に、生涯学習の主体である成人に求められる能力に着目した際に「総合的な力」を用いている。なお脚注26も参照。

学習が継続でき、その成果を社会生活・職業生活に適切に生かすことができる生涯学習社会の実現が一層求められている。

- 特に、近年、急速なグローバル化や技術革新により、職業に必要な知識や技能等が高度化している。また、産業構造の変化や労働市場の流動化により、個人がその生涯の中で転職や職種転換する可能性が高まり、新たな知識や技能等の習得が必要になっている。さらに、現在、雇用者の3割²を超えている非正規雇用者については、正規雇用者に比べて企業内教育・訓練を受ける機会が限られている³。こうした状況の中、大学院・大学や専修学校等における学び直しなどの学習ニーズが高まっており、社会人に対応した魅力ある学習プログラムや学びやすい学習環境の整備が求められている⁴。

(2) 絆づくり・地域づくりに向けた体制づくり

- 都市化・過疎化や家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会の人間関係の希薄化や人々の孤立化が指摘されている。その一方で、近年は、東日本大震災の影響もあって、個人が、積極的に社会に参画し、他者と協働しながら、主体的に「互助・共助」による活力ある地域づくりに貢献していこうとする気運も見られる⁵。
- こうした気運を持続的なものとし、各地で地域住民の協働による地域課題の解決や地域の活性化などの地域づくりの取組を促進するためには、地域住民が、学習を通じて、市民意識を高め、必要な知識・技術等を身につけ、その成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていけるようにするための実践的な学習機会の提供が重要となる。

2 非正規の職員・従業員の割合 平成 22 年 34.4% (過去最高の数値) (労働力調査)。また、大学卒業者 559,030 人の就職率は 63.9% (うち、正規の職員等でない者は 3.9%)。一時的な仕事に就いた者は 3.5% であり、進学も就職もしていない者も含め、安定的な雇用には就いていない大学卒業者は 22.9% (平成 24 年度学校基本調査 (速報値))

3 職業教育訓練 (OFF-JT) を受講した労働者の割合 正社員 41.4% 非正規社員 19.2% (能力開発基本調査 平成 23 年度)

4 リカレント教育に対する社会人の意識調査によると、約 9 割が「受けたい」又は「興味がある」と回答している。また、利用したい教育機関としては、大学院 46.4%、大学 19.5%、専修学校 13.9% となっている。一方、教育を受ける際の課題としては、仕事が忙しい、費用負担が大きい、社会人向けのカリキュラムが充実していないなどがあげられている (職業能力開発総合大学校能力開発センター調査報告書 N0128 平成 17 年)。

5 平成 23 年度のボランティア等への参加経験者の割合は 24.6% (平成 22 年度 21.5%)、寄附者の割合は 37.2% (平成 22 年度 14.6%) に増加するとともに、今後ボランティアや寄附等で貢献したい者の割合も増加している (平成 23 年度国民生活選好度調査)。

- こうした学習機会により、地域住民が、他の地域住民や関係者・関係団体と交流やつながりを持つことになる。こうした中で、「絆・ネットワーク」、「互酬性の規範」、「信頼」といった、社会・個人にとって重要な「社会関係資本」（ソーシャルキャピタル）が構築されることが期待される。
- そして、この社会関係資本の構築を円滑に進めるためには、各地域において、多様な考え方を有する地域住民・関係団体等の調整役となるコーディネーターや地域住民等の意欲・力を引き出すファシリテーターといった人材の育成・確保、地域住民や関係団体等が集う場の確保、地域住民同士や関係団体等をつなぐネットワークの構築といった体制づくりが求められる。
- また、社会関係資本の構築を図っていく上で、地域住民のうち、生涯を通じて学習活動に積極的に参画し、豊かな経験を重ねていく者がいる一方、学校卒業後は、意図的な学習や社会参画をほとんど行わなくなる者が少なからずいる⁶という課題があり、この両者の間で、いわゆる「学習格差」が広がっているとの指摘もある。
- より厚みのある社会関係資本を構築し、強いコミュニティを形成するためには、学習に関心を示さない人々に対しても、生涯にわたる学習の必要性についての啓発や学習情報の提供等を行って学習意欲を喚起し、学習や社会参画に関心をもちよう工夫するとともに、より多くの人々が地域社会の中で「居場所」や「出番」があるようにすることが求められる。

2. 社会教育の役割及び課題

社会教育は、個人の自立に向けた学習のニーズや絆づくり・地域づくりに向けた体制づくりのニーズに対応する上で、中心的な役割を担っていくことが期待される。実際に、近年、各地域において、社会教育は大きな成果をあげている。

ここでは、社会教育の役割について整理するとともに、社会教育行政が抱える課題について示す。

⁶ 内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成24年7月）によれば、この1年間に生涯学習をしたことがないと回答した者は42.5%であり、その理由（時間的・金銭的制約等以外のもの）として、「特に理由がない」（12.3%）、「特に必要がない」（9.6%）などがある。

(1) 社会教育の役割

- 教育基本法第1条において、教育は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して」行われるものとされている。また、このような教育の根本的な目的を実現するために、同法第2条において、具体的に教育が目指すべき目標が定められている。このような教育の根本的な目的や目標は、実際に地域活動に参画している成人を含め、全ての年齢層の人々を対象としている社会教育にも適用されるものである。
- 社会教育は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう」と定義され、地域住民の生活課題や地域課題に根ざして行われる各種の学習を教育的に高める活動ともいわれるものである。具体的には、社会教育は、地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等を通じて、人々の教養の向上、健康の増進等を図り、人と人との絆を強くする役割を果たしている。これに加え、現代的・社会的な課題に関する学習など、多様な学習活動を通じて、地域住民の自立に向けた意識を高め、地域住民一人一人が当事者意識を持って能動的に行動(「自助」)するために必要な知識・技術を習得できるようにするとともに、学習活動の成果を協働による地域づくりの実践(「互助・共助」)に結びつけるよう努めることが求められている。
- そして、国及び地方公共団体の任務は、このような社会教育が活発に行われるよう、公民館等の社会教育施設の設置・運営をはじめ様々な方法によって環境を醸成していくことにある。また、その環境の醸成に当たっては、社会教育委員⁷や公民館運営審議会といった制度が設けられるなど、様々な形で「地域住民の意思を反映する仕組み」が取られてきた。
- このような中で、公民館は、学級・講座を実施することで地域住民の学習ニーズに応え、地域住民間の絆を築くとともに、各地のコミュニティの形成にも寄与することで社会教育の中核を担ってきた。そして、国際的にも「K o m i n k a n」として、現在も途上国を中心に広く世界の関係者からの視察を受け入れるなど評価を得ている。

⁷ 社会教育法第15条により、都道府県及び市町村の教育委員会が委嘱する非常勤職。社会教育委員制度は、民間人で社会教育に優れた意見を有する人々の卓見・良識を社会教育の施策の上を実現することを目指しており、平成20年度の社会教育調査によれば、約2万人が委嘱されている。

- また、図書館は、地域住民の身近にあって住民の多様な学習ニーズに対応した図書や資料を収集・整理・提供・保存する利用度の高い社会教育施設として、さらに、博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動等を一体的に行い、実物資料を通じて人々の学習活動の支援を行う社会教育施設として大きな役割を果たしている。このように、図書館や博物館は、それぞれの役割に応じて地域の知の拠点となっており、それぞれの施設数や施設利用者数は、年々増加⁸している。

(2) 近年の社会教育の成果

(学校教育との連携・協働による地域コミュニティの形成)

- 平成18年の教育基本法の改正を踏まえ、平成20年の社会教育法の改正においては、学校・家庭・地域の連携・協力を促進することが、国及び地方公共団体の任務として位置付けられた。また、教育委員会の事務に、新たに、地域住民の学習の成果を活用する機会の充実や児童生徒の放課後の居場所づくりに関する規定等が追加された。
- これを受けて、文部科学省でも様々な施策が展開されてきた。特に、学校支援地域本部（平成24年度：3,036本部）や放課後子ども教室（平成24年度：10,098教室）、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）（平成24年度：1,183校）など、学校と地域との連携・協働を推進する体制づくりの取組は、子どもたちの教育環境を改善するのみならず、多くの地域住民が、学校支援や放課後等の活動に参画するなど、地域住民の間の絆をより強く結びつけ、活力あるコミュニティの形成にもつながっている。
- 東日本大震災の被災地においても、学校支援地域本部等の取組をはじめとして、普段から学校と地域住民が連携・協力体制を構築していた地域では、そうでない地域に比べ、避難所の設置や運営、学校の再開が円滑に進められたとの報告⁹もある。

8 施設数については、平成2年の図書館（同種施設を含む）数は1,950館、博物館（相当施設・類似施設を含む）数は2,968館であったが、平成23年には、それぞれ3,274館、5,752館に増加している。また、図書館の帯出者数（図書を借用して館外へ持ち出した者の延べ人数）については、平成元年度間の76,070千人から、平成19年度間には171,355千人へ、博物館の入館者数については、平成元年度間の244,980千人から、平成19年度間には279,871千人へとそれぞれ増加している（社会教育調査。ただし、平成23年は中間報告に基づく値）。

9 「避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか」という質問に対する宮城県内の小中学校の校長40名の回答（文部科学省聞き取り調査）

（学校支援地域本部が設置されていた学校（20校））順調だった：95% 混乱が見られた：0%

（学校支援地域本部が設置されていなかった学校（20校））順調だった：35% 混乱が見られた：40%

(家庭教育における学習機会の提供と地域人材の育成)

- 平成13年及び平成20年の社会教育法の改正において、教育委員会の事務として、「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励」が明確に位置付けられるなど、家庭教育支援に関する内容の充実が図られた。
- これも受けて、社会教育行政において、従来の社会教育施設だけではなく、就学時検診や乳幼児検診など、より多くの親が集まる場や機会を活用した、学校や母子保健部局との連携による学習機会の充実が図られている。また、家庭教育を支援する地域の人材の育成が図られ、こうした人材を活用した家庭教育支援チームの組織化（平成24年度：全国328チーム）が行われるなど、地域における家庭教育支援の取組が進展しつつある。

(生涯学習社会の構築に向けた寄与)

- 社会教育法第3条では、国及び地方公共団体の任務として、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」と定められている。その環境醸成の一環として、社会教育行政では、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、生涯学習センター等の社会教育施設を設置し、各々の施設において、多様な学習機会の提供を行ってきた¹⁰。
- 社会教育行政は、趣味・教養の向上など個人のニーズが高い学習機会のみならず、住民の地域社会への貢献やコミュニティづくりへの意識の涵養、地域独自の課題や公共の課題への対応など、民間事業者等によっては提供されにくい分野の学習機会の提供も行ってきた。また、これらの学習成果を地域課題の解決や地域の活性化などへ結びつけ、住民主体の地域コミュニティの形成に寄与している例も見られる。

(3) 社会教育行政が抱える課題

① 地域コミュニティの変質への対応

- 社会教育行政は、歴史的には、自治会、町内会、婦人会、青年団等の地縁組織といった伝統的な地域コミュニティに大きく依存して展開されてきた。これらの地域コミュニティは、住民と行政をつなぐ中間的な

¹⁰ 公民館等の社会教育関係施設において、行政が提供する学級・講座等の学習機会は増加している。507,289件（平成7年度間）、911,612件（平成19年度間）（社会教育調査）

組織・団体として、生活に関する相互扶助、伝統文化の維持、地域課題の解決などの機能を果たしてきた。

- しかしながら、産業構造の変化、人口の大規模移動、都市化・過疎化、価値観の多様化など社会経済環境が変化する中で、人々の生産と生活の場は分離し、地縁的な協働の必要性が減少した。これにより、地域における人のつながりや連帯感、支え合いの意識が希薄化し、若い世代の加入率や結成率が低下するなど、地縁組織による伝統的な地域コミュニティの機能は低下した。その一方で、NPOやボランティア団体など、地域を限定することなく、特定の目的・テーマのもと活動を行う新たな地域づくりの担い手が登場し、その活動は急速に活発化してきている。
- このように地域コミュニティが変質する中で、地縁組織は、自ら活動や組織運営の在り方について積極的に変革に取り組みとともに、NPOやボランティア団体など地域における様々な課題について活動する組織と相互に連携を図っていく必要がある。また、伝統的な地域コミュニティに大きく依拠してきた社会教育行政も、地域において住民が一定の連帯感を創出することを支援し、地域づくりの担い手となる地域住民を育成する人づくりの役割を担うとともに、社会全体が発展していく持続可能なシステムの構築を図っていくことが求められている。しかしながら、いずれも、このような動きに対して十分対応できていないという現状が見られる。

② 多様な主体による社会教育事業の展開への対応

- 近年、新たな社会的課題や地域課題が増大し、その課題解決のための学習の必要性から、地域住民の行う学習活動は広範多岐にわたって行われるようになってきている。このような中、社会教育担当部局以外で行われている普及啓発事業、NPOなどの活動、大学等の高等教育機関における公開講座の開設や学生等による社会貢献活動の推進、民間事業者における教育事業などが、質・量ともに急速な広がりを見せている。
- このことは、社会のあらゆる場で行われる組織的な教育活動である社会教育が拡充したという一面も有している。このため、平成10年の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」においては、ネットワーク型行政を構築するために、学習資源を収集・活用することが提言されている。さらに、平成20年答申においても、地域の実態等に応じて、行政が民間団体等との積極的な連携を進めることについて提言されている。

- しかしながら、依然として多くの地方公共団体では、公民館等の社会教育施設における講座等の実施を中心とした社会教育担当部局で完結した「自前主義」から脱却できないでいる。社会教育行政は、学校支援地域本部や放課後子ども教室など学校教育との連携・協働については、大きな成果をあげているものの、それ以外の領域については、多様な主体による社会教育事業との連携・協働が必ずしも十分に行えていないという現状が見られる。

③ 社会教育の専門的職員の役割の変化への対応

- 現在、社会教育の領域では、従来のように、行政が大部分の公共を担い、民間が補完するといった関係から、行政と社会教育関係団体、民間教育事業者、NPO、企業等が対等の立場で協働して公共を担っていくといった関係¹¹へと変わりつつある。このような関係のもと、地域の課題解決に向けて、住民が地域の実践を通じて主体的に学習し、絆を築くとともに、その成果を新たな地域づくりにつなげていく取組が活発化してきている。
- 地域社会における人づくり、絆づくり・地域づくりを進めていくためには、地域住民が、自身の生活課題のみならず、地域社会に山積する課題についても自らのこととして捉え、学習を通じて地域社会に主体的に参画し、活躍することが期待される。そして、このような地域住民主体による地域づくりを支えていくに当たっては、行政の専門的職員が果たす役割は大きい。
- その中で、社会教育主事は、教育委員会の事務局に置くこと（社会教育法第9条の2）とされ、社会教育事業の企画・実施による地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや絆づくり・地域づくりに中核的な役割を担ってきた。具体的には、社会教育主事は、地域の学習課題を把握する能力や企画立案能力、組織化・援助の能力、調整者としての能力等を有するとともに、地域住民の主体的な問題意識を喚起し、多様で複雑な問題や課題を明確化して、自主的・自発的な学習を促進・援助するといった専門性を有することが期待される。実際、このような専門性を発揮し、人づくりや絆づくり・地域づくりにおいて中核となって活躍す

¹¹ 平成15年の地方自治法改正によって、地方公共団体で運営・管理する公の施設への指定管理者制度の導入が始まり、社会教育施設においても導入が進みつつある。平成23年現在、公民館（類似施設を含む）の8.5%（15,393施設中1,315施設）、図書館（同種施設を含む）の10.7%（3,249施設中347施設）、博物館（相当施設・類似施設を含む）の28.5%（4,253施設中1,211施設）において導入されている（平成23年度社会教育調査中間報告）。

る社会教育主事も少なくない。

- しかしながら、その一方で、都道府県・市町村教育委員会事務局の社会教育関係職員¹²数の平成8年以降の推移を見ると、社会教育主事数は、派遣社会教育主事への国庫補助制度の廃止などの要因もあり、6,796人（平成8年）から2,521人（平成23年）と半数以下となり、社会教育主事を置いていない市町村も増加傾向にある。
- 特に、小規模市町村では、財政状況が厳しい中、専門的職員を社会教育主事として発令し、組織的に位置付けること自体が難しく、仮に発令されても、社会教育主事の人数は、少ない状況¹³にあり、積極的な活動は困難な状況にある。
- この間、行財政改革に伴う人件費の削減や市町村合併による市町村の減少など様々な要因により、社会教育関係職員全体も減少しているが、その減少率は、一般行政部門の地方公務員とほぼ同じ割合である¹⁴のに対し、社会教育主事は、非常に大きな減少率¹⁵となっている。
- すなわち、社会教育の重要性・必要性については、一定の評価がなされているものの、社会教育主事の重要性・必要性については、首長を含めて地域の中で、必ずしも十分に理解され、評価されていないこともあり、適切な配置がなされてこなかったと考えられる。
- そして、社会教育行政部局以外の主体においても、組織的な活動である社会教育が独自に展開されるようになったことで、全体としての市町村の社会教育行政体制の弱体化が進むとともに、市町村間での社会教育の取組の格差も拡大している。

12 教育委員会事務局の職員として発令されている者のうち、社会教育関係（社会教育担当（文部科学省生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局青少年課の掌握事務に直結した事務を主として行っている社会教育関係課）、社会体育担当（文部科学省スポーツ・青少年局（青少年課を除く）の掌握事務に直結した事務を主として行っている体育関係課）の職員。専任、兼任、非常勤を含む。

13 1教育委員会当たりの社会教育主事数：2.0人（平成8年）から1.4人（平成23年）と減少（社会教育調査。平成23年は中間報告に基づく値。）。

14 社会教育関係職員数は38,903人（平成8年）から29,432人（平成23年）と24%の減少（社会教育調査。平成23年は中間報告に基づく値。）。一般行政部門の地方公務員数は、1,174,547人（平成8年）から926,249人（平成23年）と21%の減少（地方公共団体定員管理調査）。

15 社会教育主事の数、6,796人（平成8年）から2,521人（平成23年）と63%の減少（社会教育調査。平成23年は中間報告に基づく値）

3. 今後の社会教育行政の取組の方向性～「社会教育行政の再構築」～

今後、社会教育行政は、2.(3)の課題に対応し、社会のあらゆる場において地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが求められる。このため、社会教育行政は、今こそ、従来の「自前主義」から脱却し、小中学校等への支援や社会教育施設間の連携の強化のみならず、首長部局や大学等・民間団体・企業等とも自ら積極的に効果的な連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取組を進めていくという、いわば「ひらく・つながる・むすぶ・つくりだす」といった機能を様々な領域で発揮すること、つまりは平成10年の生涯学習審議会答申及び平成20年答申で提言されたネットワーク型行政の推進を通じて社会教育行政の再構築を行っていくことが強く求められる。

(関係行政部局との連携・協働の推進)

- 今日、人々の多様化・高度化した学習ニーズに応えるため、社会教育担当部局のみならず、他の行政部局においても、それぞれの行政課題に沿った普及啓発事業としての学習機会が提供されている。しかしながら、それぞれの実施主体が他の実施主体と連携することなく学習機会が提供されてきたため、事業の内容に重複や偏りがみられ、人々の学習ニーズや社会の要請に対応しきれない部分も生じてきている。
- 社会教育担当部局以外の行政部局で行われる取組も、事業に参画する側から見れば、社会教育の対象範囲である組織的な教育活動である。このため、様々な領域にまたがる社会教育行政が従来の「自前主義」から脱却し、関係行政部局に対して、自ら積極的に効果的な連携を仕掛けていき、協働して施策を推進するネットワーク型行政の推進がますます重要となっている。
- そして、今日では、教育委員会と首長部局による協議会を設け、緊密な情報交換や意見交換等が行われており、そのような連携を通じて、各部局間で目指すべき目標像を共有し、他部局の予算も活用した横断的な連携体制を強化するといった取組を行っているところも見られる。

《事例1 島根県の取組》

地域に根ざした住民自治活動の振興を図るとともに、その中核となる公民館の機能強化を支援するため、「実証！「地域力」醸成プログラム」を実施している。

本事業は、公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウを、モデル

公民館の具体的活動を通じて実証することにより、「地域力」の重要性について世論喚起することを目的として、平成19年度から始まった。モデル公民館選定のためのプレゼンテーション大会や事業成果を、マスメディアやインターネットを通じて積極的に情報発信してきた。

その結果、健康福祉部との連携により子育て支援の取組を促す「子育て支援枠」、地域振興部との連携により中山間地域の課題解決のための実践活動を促す「中山間地域実践枠」を創設するなど、実践活動の立ち上げ支援が広がっている。

《事例2 長野県松本市の取組》

「健康寿命延伸都市・松本」を目指し、健康づくりを核として、教育委員会や健康福祉部はもとより、経済や環境、建設など様々な分野が連携したまちづくりを展開している。

この中で、住民自治の最前線として身近な地域で幅広い地域課題の解決を担ってきた公民館が、学習をキーワードとする地域づくりの拠点として位置付けられている。

具体的には、地域振興を担当する地区センター、教育・学習を担当する公民館、地域福祉を担当する福祉ひろばの3つの機能が一体化したネットワーク組織である「地域づくり支援センター」を地区における地域づくりの支援拠点として35の地区に設置し、地域住民が主体的に地域課題を解決していくための地域づくりの仕組みである「地域システム」と地域住民の主体的な地域づくりを支援する行政の仕組みである「行政システム」を結ぶ役割を果たしている。

- このように、教育委員会と首長部局とがそれぞれの課題に応じて密接な連携・協働を行っていくことにより、地域内外の様々な情報が集約されるとともに、それぞれが有する教育資源が効果的に活用されることによって地域住民の学習活動を支援するための様々な施策の展開が可能となる。その中で、社会教育行政は、各々の施策等の中で様々な行政部局間をつなぐ役割を果たすことにより、幅広い分野で社会教育の機能を生かせることになる。
- なお、社会教育行政が、各々の施策等の中で様々な行政部局間をつなぎ、地域住民による自由・闊達な学習が行われるよう環境を醸成して、連携・協働体制を構築していくためには、地方公共団体の統括者としての首長の役割が重要である。このため、首長も人づくりや絆づくり・地域づくりにおける社会教育の重要性を踏まえ、連携・協働体制の構築に積極的な役割を果たしていくことが期待される。

(初等中等教育機関との連携・協働の強化)

- 社会教育と初等中等教育機関との連携については、先に述べたとおり、一定の成果をあげているが、活力あるコミュニティが地域住民の学習活動を支え、生き抜く力をともに培い、住民の学習活動がコミュニティを形成・活性化させる好循環の確立に向けて、学校や公民館等を拠点とした多様な住民のネットワーク・協働体制を確立するなど、社会教育と学校教育との連携・協働を今後も一層強化していく必要がある。
- このため、学校支援地域本部、放課後子ども教室、コミュニティ・スクールなどといった、学校と地域が連携・協働する体制を、全ての学校区において構築していくことが望まれる。
- こうした中において教員には、保護者や地域住民との良好な関係を構築するためのコミュニケーション能力や地域人材との調整など多様なマネジメント能力が求められる。学校が地域に開かれ、地域社会に貢献していくためには、社会教育主事資格を持った教員の学校への配置、教員を対象とした社会教育的手法を身につけるための研修の実施、地域連携を進められるような校務分掌の工夫などを行っていくことも望まれる。
- また、こうした連携・協働を一層強化するため、例えば、学校の建替えに際し、地域住民の社会教育の場としての活用も考慮した設計を行う、あるいは、学校施設と社会教育施設の複合化や余裕教室の活用の推進を図るなどの取組を、地域の実情に応じて推進していくことも考えられる。

(大学等の高等教育機関との連携・協働の推進)

- 現在、多くの大学等の高等教育機関において、社会人が学びやすい環境整備の取組が行われ、また、大学等と地域との間で、様々な連携の取組も行われている。しかしながら、その多くは地域と教員の個人的な関係に基づくものであり、社会教育担当部局から、組織的に大学等に連携・協働を働きかけるといったことは必ずしも活発に行われてこなかった。
- 今後、多様化・高度化する地域の課題に対応し、地域の活性化を図っていくためには、人材や情報・技術など様々な資源を有する大学等との連携・協働が不可欠であり、社会教育担当部局からも積極的に働きかけを行っていくことが求められる。

《事例3 栃木県の取組》

栃木県では、学校と地域が連携した取組を行う際に重要な役割を果たす社会教育主事有資格者の養成に力を入れており、各学校に1名以上の社会教育

主事有資格者の配置を目指し、宇都宮大学及び茨城大学で実施される社会教育主事講習に教員を派遣している。その後、養成した有資格者が、市町村の職員や他校の有資格者等と、相互のネットワークを構築することができるよう、宇都宮大学と連携し、県内の社会教育主事や有資格者を対象とした交流会を実施している。

《事例4 和歌山大学の取組》

和歌山大学地域連携・生涯学習センターでは、地域連携事業として、K O K O塾「まなびの郷」（和歌山県立粉河高等学校と連携）を展開し、「まちづくり」「福祉」「環境」「教育」「情報」の5つの分科会で独自のプログラムによる、年齢・職業・分野・地域等を越えたオープンな共同学習を行っている。また、住みよい地域づくりに参画する地域住民を育て支援するため、マナビイスト支援セミナー（和歌山県教育委員会と連携）を展開し、地域課題に関して自らの学びを深める共同学習をゼミ形式で行っている。

（民間団体の諸活動との連携・協働の推進）

- 本来、社会教育行政は、住民のニーズに応じて、多様で豊かな学習の場を提供する観点から、社会教育関係団体、民間教育事業者、NPO、さらには、町内会等の地縁による団体を含めた民間団体の諸活動を支援すべきであり、民間団体が創意にあふれた活発な教育活動を展開できるような環境を整備していくことが重要である。
- 今後、社会教育行政は、地域住民の多様なニーズに応じていくためにも、従来から社会教育の振興に重要な役割を果たしてきた既存の社会教育関係団体に加えて、NPO等の新たな市民活動団体や様々な民間教育事業者と連携・協働することが不可欠となる。そのためには、行政、民間団体が、それぞれの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場のもとに積極的に協力し、より良い地域社会の実現に取り組んでいける関係を構築していく必要がある。

（企業等との連携・協働の推進）

- 今後の社会教育行政においては、企業等の産業界との連携・協働も重要になる。企業は、専門的かつ高度な人材や施設設備など貴重な学習資源を有しており、社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）の観点から、自社の学習資源を活用しながら地域社会の一員として、地域経済の活性化など地域の課題解決を担っていく役割も期待される。このような連携・協働は、地域の活性化といった社会的価値を生み出すばかりでなく、企業側にとっても、長期的な企業競争力の強化といった経済的価値を

も生み出すものであり、社会教育行政はこうした企業等と積極的かつ戦略的に連携・協働を図っていくことが求められる。

- また、その社員が自ら学習の機会をもち、自らの生活を充実させるとともに、学習の成果を活用することによる社会参画や地域貢献が可能となるよう、社員のワーク・ライフ・バランスを考慮した取組も望まれる。

(様々な主体との連携・協働を推進するための体制の整備等)

- このような連携・協働を進めるに当たっては、首長部局による普及啓発事業の実施状況、小中学校等の状況、大学等・民間団体・企業等が実施する活動の実態等、当該地域の実情に応じて、どのような分野に重点化し、そこでは何を行うのか、また、どのような連携・協働体制を構築していくのかを判断し、社会教育主事の適正な配置を含め、適切な体制を整備していくことが求められる。
- なお、住民活動の広域化、市町村ごとの規模の違い、教育資源の偏在などにより、一つの市町村が独自に提供できるサービスには、自ずと限界があり、社会教育の取組の充実度は市町村間において差がある。したがって、教育委員会や各社会教育施設など、様々なレベルにおいて、必要に応じて市町村域を超えた広域的なネットワークを構築し、連携して社会教育行政に取り組むことも効果的である。

(地域社会を担う人材の育成)

- 地域の課題解決にかかわる住民の活動においては、行政も含めた関係者間での意見や考え方が異なることがしばしば見られる。これらの意見や考え方の相違については、関係者間の相互学習や「熟議」の手法の導入等を通じて合意形成につなげていくことが期待される。それにより、地域の絆は、より強まり、活力あるコミュニティが形成されることになる。
- このような地域住民の主体的な学習や地域づくりを活性化させていくためには、こうした活動のリーダーとなる人材の育成が重要である。このため、地域住民が、地域の多様な課題を総合的に捉え、他者との関係を築いていける力を身につけ、それぞれの分野におけるコーディネーターやファシリテーターとして活躍していけるようにすることが求められる。そして、各地方公共団体においては、地域の実情に応じて地域社会を担う人材の育成や確保の方策について検討することが望まれる。
- また、このような地域住民主体による自由・闊達な学習や地域づくりが円滑に行われるような環境を醸成していくためには、社会教育主事など行

政における専門的職員が、地域住民間の合意形成や絆の構築に向けてコーディネート機能を発揮し、また、関係者等の具体的な活動を触発していくファシリテート機能を発揮できるよう、資質・能力の向上を図っていく必要がある。

- さらに、各地方公共団体においては、社会教育主事等の専門的職員をネットワーク型行政の要とし、関係部局の職員や民間団体等で活躍するコーディネーター等の地域人材とを結ぶ体制を構築していくことが期待される。

《事例5 福井県福井市の取組》

原則として小学校区ごとに配置された地区公民館に運営審議会を設置し、地域の学校教育・社会教育・家庭教育の関係者等を委員として委嘱するとともに、地域住民を非常勤特別職の公民館職員として委嘱することで、地域住民が主体となって公民館の運営を行う体制を構築している。

これら公民館職員に対しては、多様化・高度化する地域住民の学習ニーズに対応するため、また、公民館が地域のコーディネーター役を果たせるよう、意欲と資質の向上を図ることを目的として、福井市教育委員会主催の研修の充実に加えて、福井大学と連携・協力した研修も行われている。

福井大学と連携した2年間の長期研修（「学び合うコミュニティを培う」）では、職場や地域で実践を展開しつつ、毎月1回、それらに関わる実践報告、実践者相互の交流・研究を重ね、実践と省察、仕事と研修が有機的に結びついたサイクルを実現している。20年以上続く社会教育主事有資格者の実践研究会の積み重ねがこの研修の基盤となっており、また、福井大学教職大学院における実践研究の方式も活かされている。

（都道府県の役割）

- 地域住民が行う社会教育の支援については、地域住民に最も身近な基礎自治体である市町村が第一義的な役割を担っている。都道府県は、市町村の自主性・自立性に配慮しつつ、広域的自治体としての立場から、市町村事業の支援、都道府県立施設等における事業の実施、広域にわたる情報提供の仕組みづくり、市町村間の連絡調整等を行っていくことが必要である。
- また、各市町村では対応が困難な専門人材や地域人材の育成、社会教育関係職員に対する専門性の高い研修事業の実施など広域的な対応が必要な事業について積極的に対応することによって、「社会教育行政の再構築」に取り組む市町村を支援していくことが求められる。

(国の役割)

- 国の役割としては、①各地方公共団体の主体的な連携・協働の取組が円滑に進むよう、全国的な観点から、「社会教育行政の再構築」に関する基本的な理念・考え方を示し、地方公共団体の取組の参考となるよう努めること、②社会教育行政が中心となりながら、部局横断による取組、様々な主体との連携・協働による取組など、地域課題の解決に先進的に取り組む地方公共団体を支援し、優れた成果を全国に普及するモデル的な事業の推進を通じて各地方公共団体の多様な取組の進展を促すこと、③国立教育政策研究所社会教育実践研究センターを中心に、社会教育の実態に関する調査や社会教育事業の質的向上を図るための実践的な調査研究を行うことにより、地方における社会教育の活性化を支援すること、④社会教育行政の再構築を推進するために必要となる制度の改善を図ること等が考えられる。

- また、今後、人々の学習を支える多様な主体が連携しながら地域における社会教育を推進していくに当たって、社会教育主事など行政における専門的職員は、どのような役割・専門性を持つことが求められるのかについての考え方を示すことが必要となる。そして、社会教育委員を含めた地域の多様な人材のネットワークの構築をコーディネートしていく高い専門性を持った専門的職員としての社会教育主事の資質・能力の向上を図るための方策を講じていくことが求められる。

- 社会教育主事については、様々な要因により市町村における配置率が年々低下傾向にあるが、その主要な要因としては、厳しい行財政状況に加え、社会教育主事有資格者のキャリアパスの構築が困難であることがあげられる。社会教育主事有資格者の多くを教員が占める都道府県の中には、学校に社会教育主事有資格教員を配置することでキャリアパスを構築しているところもあるが、市町村レベルでは、社会教育主事の多くは行政職員であり、他の行政職員と同じ人事サイクルの中でキャリアパスの構築に苦慮している地方公共団体も少なくない。また、社会教育関係職員が削減される中で、職員に40日間の社会教育主事講習を受講させる余裕がなく、社会教育主事有資格者の養成が困難であるために社会教育主事を配置していない地方公共団体もある。

- こうした状況の中で、「社会教育主事の必置規制が民間活力の阻害要因となっている」との理由で廃止を求める意見¹⁶や、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に限定されている配置先を、学校や社会教育施設、首

16 「さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」について【提案】」（平成24年7月24日 全国市長会）

長部局に拡大を求める意見もある。

- しかしながら、このような社会教育主事の養成・配置や資格の在り方については、社会教育行政の根幹にかかわる極めて重要な問題であり、社会教育行政における専門的職員としての社会教育主事の位置づけや、配置先の見直しも含めた配置の在り方、さらに、社会教育主事講習等を通じて身に付けた社会教育の知識・能力が社会教育行政以外の幅広い分野でも活かされるような仕組みの構築も含め、引き続き、教育関係者、地方公共団体関係者、有識者など様々な関係者の意見を幅広く聴取しつつ、総合的に検討していく必要がある。
- さらに、主体的に地域に参画し、学習成果を生かして地域の課題解決に資する活動を行う人材や各地域での活動の円滑化に資するコーディネーターやファシリテーターの通用性や信頼性が確保されるような質の保証の仕組みを構築することが重要である。このため、このような人材間のネットワークの構築など、社会教育に関わる人材の在り方全体について、引き続き検討し、その方向性を示していく必要がある。

4. 生涯学習振興行政の調和・統合機能の強化

今後、社会教育行政が、個別の施策についてネットワーク型行政を展開するに当たり、生涯学習振興行政は、より一層、全体を総合的に調和・統合する機能を強化する必要がある。

(1) 生涯学習振興行政と社会教育行政の関係

- 平成20年答申で指摘されているように、生涯学習とは、各個人が行う学習のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動を含め、国民一人一人がその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動をいう。また、教育基本法第3条においては、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とする生涯学習の理念が示されている。
- 生涯学習振興行政は、この生涯学習の理念を実現するため、社会教育行政や学校教育行政等において個別に実施される教育に係る施策、首長部局

において実施される生涯学習に資する施策等について、その全体を総合的に調和・統合させるための行政をその固有の領域としている。

(2) 生涯学習振興行政の取組の推進

- 社会教育行政が個別の施策について、関係行政部局、大学等・民間団体企業等との連携・協働を図るネットワーク型行政を展開していくことに伴い、生涯学習振興行政としては、その固有の領域である「全体を総合的に調和・統合する機能」をより一層強化し、各学校段階間や各ライフステージ間の円滑な接続など個々人の生涯にわたる学習の継続性にも留意しながら、域内の学習活動全体を俯瞰し、調整して、生涯学習の理念の実現に向けて、その基本的な方針等を示していくことが必要になる。
- 具体的には、各地域の実情や課題に応じて、生涯学習振興に関する基本構想やそれを実現するための基本計画等¹⁷を策定することが求められる。これについては、地域の実情や課題を踏まえ、教育振興基本計画等の総合的な計画の一部として、生涯学習に関する基本的な考え方を明示する場合も考えられる。いずれの場合であっても、関係行政部局のみならず、大学等・民間団体・企業等の様々な主体が、施策の展開のために活用できるような具体的でわかりやすい計画になるよう留意することが必要である。
- また、平成20年答申において整理されているように、引き続き、①学習情報の提供や相談体制を整備すること、②新たな環境の変化に学習を通じて対応する必要性をあらゆる機会を通じて周知するなど潜在的な学習需要を持つ人々に対しても学習意欲を高めるための啓発活動を行うこと、③「知の循環型社会」を目指して生涯学習の成果を生かす場や成果を生かすための評価のための仕組みを構築すること、④関係行政機関の生涯学習に資する施策に関して連絡調整を図ることも必要である。
- 特に、都道府県においては、前述の取組のほかに、広域的自治体としての立場から、生涯学習推進センター等を活用し、人々の生涯学習を支援するとともに、域内の市町村職員等に対して指導者の養成に資する研修を実施することが望まれる。

¹⁷ 生涯学習振興に関する基本構想や基本計画等（教育振興基本計画等の総合的な計画の一部として生涯学習に関する基本的な考え方を明示する場合を含む）を策定している地方公共団体は、44 都道府県、19 指定都市（平成24年5月 文部科学省調べ）。

(国の役割)

- 国は、こうした各地方公共団体の主体的な取組に資するよう、例えば、第1章の今後の取組の方向性や第2章の「今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策」といった基本的な方針等を示すこと、また、地方公共団体における生涯学習に関する基本的な方針等の策定を推進することが考えられる。そして、その前提としてこれまで以上に、生涯学習の全体像に関する実態の把握や調査研究等に取り組むことが必要になる。

- また、国際的な取組の動向にも十分に留意しながら、学習者が安心して質の高い学習を行うことができるよう、学習機会や学習提供者の適切な評価等を通じて学習の質の保証を図ることが必要である。

- さらに、学習した成果を社会全体で幅広く通用させ、個人の学習意欲を喚起させていくために、学習は人々が生きていく上で不可欠なものであり、生涯にわたって学ぶことが重要であることなどを引き続き啓発するとともに、大学や地方公共団体、民間教育事業者等が実施する人材認証制度等による学習成果の評価・活用の取組や学校等と産業界や職能団体等との連携・協働による能力評価基準や教育プログラムの開発等の取組を推進することも重要である。

第2章 今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策について

○ 第2章は、今後期待される生涯学習・社会教育の振興に関する国の具体的方策について取りまとめたものである。同時に、これらの方策の多くは、地方公共団体・大学等・民間団体・企業等においても主体的に取り組むこと、あるいは国と連携して取り組むことが期待されるものとなっている。

○ 具体的な構成としては、第5期検討状況の3つの柱、すなわち「(1) 学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決」、「(2) ライフステージ等に応じて求められる学習環境の整備」、「(3) 学習の質の保証と学習成果の評価・活用」の3つの柱の各検討課題等を第6期の審議の出発点としているが、第1章で言及されている事項や計画部会の審議項目・内容との整合性等も踏まえ、以下の5つの柱に整理し直して、取りまとめた。

1. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進
2. 現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージに応じた学習機会の充実
3. 社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実
4. 学習の質保証・向上と学習成果の評価・活用の推進
5. 生涯学習・社会教育の推進を支える基盤の整備

○ また、生涯学習・社会教育の振興に関する具体的方策の検討に先だち、計画部会からの要請を受けて、生涯学習・社会教育分野における成果目標¹⁸・成果指標¹⁹の設定に関して審議を行った。その結果、

- ① 生涯学習・社会教育分野については、社会教育関係団体、民間教育事業者、NPO等の民間団体の自立的な取組が拡大しており、学校教育分野に比べて行政の影響が小さいこと、さらに、生涯学習振興・社会教育行政は、市町村の自主的な取組によるものが大きく、国の制度や予算等による関与は小さいことから、ある生涯学習振興・社会教育行政の成果を、国の取組の成果であるとするには慎重な検討が必要とされたこと、
- ② 社会教育行政が「自前主義」から脱却し、ネットワーク型行政を一層推進することにより顕在化した課題として、社会教育行政の成果の範囲が、社会教育行政が自ら行った取組のみを指すのか、あるいは、社会教育行政と首長部局・大学等・民間団体・企業等とのネットワークが発揮された取

18 成果目標は、施策の事業の量ではなく、施策の受益者（学習者・社会全体）に対して如何なる成果（アウトカム）を目指すかといった観点に基づく目標。

19 成果指標は、成果目標の内容を補足するとともに目標達成度を直接的又は間接的に測定するための指標。

- 組全体を指すのか、社会教育行政の寄与度と成果の関係について整理が必要とされたこと（「社会教育行政のガバナンス（責任）の範囲が不明確」）、
- ③ 学習機会の増加といったアウトプットに係る目標を超えて、学習による個人の習得状況（「～を身につける」）や「学習格差」の是正を目標とするためには、個人の自主的な意思を尊重する生涯学習振興・社会教育行政の基本的な考え方との整理が必要とされたこと
- などから、現時点でのアウトカムによる成果目標・成果指標の設定は困難であった。

- しかしながら、生涯学習振興・社会教育政策の意義・ねらいが、個人の自立や絆づくり（社会関係資本の構築）・地域づくりであることを国民一般や関係者等にわかりやすく、そして説得力を持って伝えられるようにすることは大切なことである。また、政策として、目標を明確に設定し、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題をフィードバックし、新たな取組に反映させる検証改善サイクル（PDCAサイクル）を実現するためには、成果目標・成果指標の設定は重要である。引き続き、上述①～③の課題への対応を含め関係研究機関等との連携協力による検討が期待される。

1. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進

(1) 社会全体で子どもたちの活動を支援する取組の推進

- 地域住民が積極的に参画して子どもたちの学びを支援し、社会全体で子どもたちを育むことができるようにするためには、学校と地域が連携・協働する体制づくりが重要となる。
- これまで、学校支援地域本部（3,036本部（平成24年度）、放課後子ども教室（10,098教室（平成24年度）、コミュニティ・スクール（1,183校（平成24年度））などの取組が展開されてきたが、地域によって取組状況に差が見られ、未だ全国に普及するには至っていない。
- このため、学校支援地域本部、放課後子ども教室、コミュニティ・スクールなどの取組について、質・量ともに一層充実させていくことなどを通じて、学校と地域が連携・協働する体制を、全国全ての小・中学校区に構築することが求められる。

- また、このような取組を地域の活性化やコミュニティの形成につなげていく活動についても支援を行うことが期待される。

(2) 学びの場を核にした地域コミュニティの形成の推進

- 地域住民が学習活動を通じて絆を形成し、コミュニティへの参画や地域課題の解決を図っていくことの重要性が増している。
- このため、公民館等の社会教育施設が中心となり、学習活動を地域の課題解決につなげていくような取組を支援し、普及していくなど、「学びの場」を核とした地域コミュニティの形成を進めることが期待される。
- このような観点からは、学校施設と社会教育施設等との複合化や学校の余裕教室の活用等を促進していくことも有効である。
- さらに、地域コミュニティの形成のためには、地域住民などの多くの当事者が集まる公民館や知の拠点である大学等において、「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決・合意形成につなげる手法である「熟議」の取組を推進するとともに、「全国生涯学習ネットワークフォーラム」等の研究協議による地域課題の解決や情報発信、関係者間のネットワークの形成を図る取組を推進することも有効である。

(3) 地域社会と共生する大学等の高等教育機関づくりの推進

- 大学等の高等教育機関は、地域の知的創造活動の拠点であり、地域の課題が複雑化・高度化する中であって、学び直しの機会の提供や地域人材の育成の取組が一層求められる。加えて、大学等は、地域だけでは解決することが困難な課題にも向き合い、その解決に向けて主体的に取り組むことも求められる。
- そして、大学等が、これらの課題解決の取組により蓄積された知見を研究に反映させるとともに、地域連携の取組に学生を参画させ、学生の学習意欲の向上にもつなげることを通じて、大学等全体として地域社会と共生するための教育研究機能を向上させることが重要である。

- これまで、大学等では、大学が主体となった地域課題解決に係る熟議²⁰等の取組や人材認証制度の整備、学び直しの場合としての公開講座の充実²¹等が行われてきたものの、大学によって、地域貢献に係る取組には差がみられ、また、地域との連携も必ずしも十分ではない。
- このため、大学等の高等教育機関は、学び直しや地域の課題解決の中核的存在として、生涯学習センター等を活用しながら、大学等が本来持っている生涯学習機能をより一層強化していくことが期待される。その際には、公民館等の多様な主体との連携・協働を推進するための方策についても検討することが求められる。

(4) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

- 家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。こうした社会においては、「つながりが創る豊かな家庭教育（平成24年3月家庭教育支援の推進に関する検討委員会）」の報告書にも示されているように、支援のネットワークを広げ、家庭教育支援の取組を地域コミュニティの連携・協働の中で充実していくことが必要になる。
- そのためには、地域人材を中心とした活動を組織的に行う仕組みとしての「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて、小中学校区を単位として一層進めていくことが求められる。
- また、課題を抱える家庭に対する効果的な支援のために、子どもたちの状況を日常的に把握している教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図るなど、学校と連携した支援の仕組みづくりなどの推進が求められる。
- さらに、現在、子育て家庭が孤立しやすい社会状況にある中、子育てについての悩みや不安を多くの保護者が抱えていることから、親同士の交流や学びの支援・相談、情報提供など親の育ちを応援することが重要である。このため、地域人材を活かし、家庭教育支援が行われる場づくりを行うとともに、子育てへの自信や対処能力を持たせることができるような、当事者の主体性を重視した体験型・ワークショップ型のプログラムや講座を開発・充実する

20 平成23年度から、当事者による学習・合意形成・課題解決等を促進する上で有効である熟議の活用を推奨し、全国的に地域との共生・協働関係の発展に向けた意識の共有及び機運の醸成を図る「地域と共生する大学づくりのための全国縦断熟議」を実施（平成24年12月現在、17大学が開催）。

21 公開講座を実施している大学の数は、国立84大学、公立78大学、私立545大学（「開かれた大学づくりに関する調査」（平成23年度文部科学省委託調査））

ことが求められる。その際、学習プログラムを効果的に実施するためのファシリテーター等の養成も求められる。

- また、乳幼児期の子育て家庭を対象とした支援を充実させていくためには、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、保健・福祉分野とも連携して、多様な学習機会を提供することが求められる。

2. 現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージに応じた学習機会の充実

(1) 現代的・社会的課題に対応した学習の推進

- 個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化する中で、自らの課題を自らで解決できる自立した個人や他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民の育成に資する学習が求められている。
- このため、各分野の基本計画等に基づき実施される、男女共同参画、人権、環境保全、消費者問題、地域防災・安全等の現代的・社会的な課題に関する学習について、一方的な知識の伝達にとどまらず、その成果を具体的な実践につなげていけるような学習の推進が期待される。
- 特に、男女共同参画社会の実現に向けては、固定的性別役割分担意識の解消に資する教育・学習の推進や性別にとらわれない多様なキャリア形成を支援する学習の推進が一層求められる。
- また、地球規模の課題に対しても、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（持続発展教育：E S D）も重要である。
- さらに、現在、社会教育施設においては、趣味・教養に関する講座等の提供が大半を占める中であって、現代的・社会的な課題に対応した学習機会の充実やその学習成果を生かした地域課題の解決等に先進的に取り組む公民館等に対して、支援を行っていくことも有効である。
- なお、現代的・社会的な課題に対応した学習機会の提供に当たっては、社会教育施設での講座等の提供のみにとどまらず、首長部局・大学等・民間団体・企業等の様々な主体とも連携・協働していくことが重要である。

(2) ライフステージに応じた学習機会の充実

- 個々人が、生涯にわたって、学習を継続するに当たり、生きていくライフステージによって、求められる学習内容や手法は変わってくるため、それぞれに応じた学習機会を提供することが重要となる。
- 青少年については、自然体験活動を行ったことのある青少年の割合が年々減少していることや、早い段階から様々な体験活動を行う機会を設けることが重要であることを踏まえ、自然体験、ボランティア活動を含めた社会体験、国際交流体験等の様々な体験活動を推進することが求められる。
- 社会人等については、その多様な学習ニーズに応えるため、大学・専修学校等において、通信教育、公開講座、科目等履修生制度や履修証明制度の一層の活用等に取り組むとともに、産学官連携による短期学習ユニットの積み上げ方式や単位制・通信制の導入など、社会人等が学びやすい学習・評価システムの構築も求められる。
- 関連して、中等教育から高等教育までにわたる職業や就業に重点を置いた就学の道筋として、「職業教育体系」を鮮明にすることが重要である。こうしたことから、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組み²²づくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進めることが求められる。
- また、子育て世代に対しては、1.(4)において記述したように、親の育ちを応援することが必要であり、子育てへの自信や対処能力を持たせることができるような、学習プログラムや講座を開発・充実することなどが求められる。
- さらに、高齢期においても、全ての人々が健康で、生きがいをもって主体的に生きるとともに、地域における様々な活動において、重要な担い手として活躍することができる社会の実現が求められている。このため、「長寿社会における生涯学習の在り方について（平成24年3月超高齢化社会における生涯学習の在り方に関する検討会）」の報告書にも示されているように、高齢者が身体的にも経済的にも自立した生活を送っていくための体系的な学習や、

²² 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日）においては、「現在の高等教育における職業教育の位置づけや課題、また実践的な知識・技能を有する人材の育成ニーズや高等教育機関が職業教育において果たす役割への期待の高まりを踏まえると、高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備することが考えられる」と指摘されている。また、今後の検討事項として「新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる」と提言されている。

これまでの人生での豊かな経験や知識・技能を地域参画・社会貢献に活かすための学習などの機会の充実について、高齢者福祉や高齢者就労支援、まちづくり・地域活性化等の関連部局とも連携しつつ推進していくことが期待される。

(3) 学習機会の確保のための環境整備

- 「生涯学習に関する世論調査（平成24年度）」によれば、この1年間に生涯学習を行っているとは回答した者は約57%であり、前回調査（平成20年度：約47%）に比較して増加した。しかしながら、生涯学習をしていない者について、生涯学習をしていない主な理由として、忙しくて時間がない、費用がかかる、身近なところに施設や場所がないこと等²³があげられているように、学習者の学習ニーズ等に即した生涯学習の機会が必ずしも十分に確保されているとはいえない。
- これらの状況を改善するためには、地理的・時間的制約を超えるとともに双方向性の特長を有する情報通信技術（ICT）を効果的に活用することが有効である。具体的には、デジタルコンテンツの実態に関する調査研究の実施等を通じて、デジタルコンテンツの質の保証・向上のための仕組みを早期に構築することにより、ICTを活用した学習（eラーニング）を推進することが考えられる。
- 同じく、地理的・時間的制約を受けにくい特長を有する放送大学の活用も有効であり、平成23年10月には、CS放送から世帯普及率が高いBSデジタル放送に移行するなど、大学教育を受ける機会の一層の拡大を図ってきたところである。今後は、ICTの進展をはじめとする昨今の急激な社会状況の変化も踏まえ、多様化するニーズに対応するための環境整備の検討や、地域における課題解決に向けた学習の重要性を踏まえ、地方公共団体や他大学等とも連携し、少子高齢化、防災、環境、健康等の課題に対応した科目の充実、地域リーダー育成等のために学習センターを活用した公開講演会等の充実を図ることも望まれる。

²³ 仕事が忙しくて時間がない 43.4%、きっかけがつかめない 20.9%、家事・育児などが忙しくて時間がない 16.2%、費用がかかる 9.7%、身近なところに施設や場所がなかったり、学習内容や時間帯が希望に合わない 9.7%、 内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成24年7月）

3. 社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実

(1) 子ども・若者への学習支援

- 社会の安定の基礎となる中間層を維持し、拡大させていくためには、将来の担い手である子ども・若者が社会的にも、職業的にも自立できるようにすることが求められる。また、貧困が親から子どもへ連鎖する、いわゆる「貧困の連鎖」が指摘される中で、それを断ち切るために早期から適切に対応するとともに、子ども・若者が置かれた状況を様々な観点から把握し、支援に努めることも重要である。
- このため、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備等を通じて生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を充実するとともに、福祉・労働・保健・医療行政等の関係機関やNPO等と連携して、児童生徒に対する学習支援、高校中退者等に対する高等学校卒業程度認定試験の受験の促進のための環境整備を含む学び直しの機会の拡充等を行うことが期待される。
- 特に、高校中退については、早期の対応が求められており、関係機関において中退者の情報を共有するとともに、高校在学段階から支援を充実することが求められる。そして、このためには、学校とハローワーク・地域若者サポートステーション²⁴との連携体制を構築することが重要である。
- さらに、学校や公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等を中核として、地域若者サポートステーションなどの多様な主体と連携・協働しつつ、子ども・若者の居場所を提供し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学び直しや社会参画、社会的・職業的自立を支援する体制を構築することが望まれる。

(2) 成人への学習支援

- 全ての子どもの育ちを支えていくためには、社会的に孤立し、家庭教育を行うことが困難になっている家庭への支援は重要である。また、社会の中間層を維持・拡大していく観点から、早期離職者・無業者等の成人に対する職業教育による支援も必要である。

²⁴ 若年無業者等を対象に、地域の若者支援機関等と連携して、職業的自立支援を行う拠点施設。厚生労働省からの委託を受けたNPO法人、株式会社、社団法人、財団法人、学校法人等が実施しており、平成24年度は全国116か所に設置されている。

- このため、地域人材が行う家庭教育支援の活動に対し専門的な助言等を行う人材を確保するとともに、地域人材が行うアウトリーチを重視した家庭教育支援の取組を推進することが期待される。
- また、早期離職者・無業者等の成人に対しては、職業に必要な知識や技術等を身につける機会を提供するため、専修学校・職業教育訓練機関等において職業教育・職業訓練等の推進が望まれる。

4. 学習の質保証・向上と学習成果の評価・活用の推進

(1) 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

- 国民一人一人の能力の向上・底上げを図るためには、社会全体で多種多様な学習機会が提供され、また、その提供される学習機会の質を向上させることが不可欠である。しかしながら、現在、学習機会を提供する民間教育事業者による評価・情報公開等の質の保証の取組については、各事業者によって様々である。
- このため、各事業者が質の保証の取組に必要な手法等を容易に会得できるように、民間教育事業者における評価・情報公開に関するガイドラインの策定・普及など生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開等の仕組みを構築し、普及させる方策について検討を深めることが必要である。その際には、国際的な動向である ISO29990（非公式教育・訓練サービスに係る国際標準）等の質の保証・向上の仕組みについても視野に入れて検討していくことが重要である。
- また、社会通信教育の質の保証に資する仕組みである文部科学省認定社会通信教育制度については、平成23年度は27団体が112講座を開設し、約5万3千人が受講しているが、本制度をより活用しやすいものとするため、平成25年度を目途に、事業者や利用者のニーズにあわせた見直しを行うことが望まれる。
- さらに、専修学校において、学校評価や情報公開が十分に取組みられていない現状等を踏まえ、生涯にわたる学習活動と職業生活の両立に資するよう、教育の質を客観的に保証する仕組みの整備等が求められる。

(2) 学習活動の成果の評価・活用の推進

- 「知の循環型社会」の構築を目指すためには、学習成果が適切に評価され、社会で幅広く通用するための環境の構築が求められる。また、個人の学習意欲の増大や社会全体の教育力の向上という観点からも、学習成果が地域をはじめとした様々な場で活用されることが望ましい。しかしながら、現状は、個々の学習活動の学習成果を明示化して、評価する手法が社会的に認知されていなかったり、学習成果を活用する場とのマッチングの環境の醸成について不十分な状況にある。
- このため、学習成果を活用する意識を醸成し、学習成果を社会に還元するための環境づくりとして、個人の学習歴を見える化し、学習成果を評価する手法について、既存の履修証明制度やジョブ・カード等の利用促進策も含め、更なる検討が望まれる。
- また、学習成果の社会的通用性を高め、個人の学習意欲の喚起にも資するよう、これらの指標となる民間検定試験の実施事業者による情報公開・自己評価等を通じ、検定試験の質の向上を図るとともに、人材認証制度等による学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みや認証の共通枠組みの構築に向けた検討が求められる。
- さらに、体験活動を積極的に行った青少年が社会で評価されるよう、その成果に対する評価・顕彰の仕組みを検討することも期待される。

(3) キャリア形成のための新たな学習・評価システムの構築に向けた基盤の整備

- 個々人が、生涯にわたり継続して学習活動と職業生活を交互に又は同時に営みながら、職業に必要な能力を習得し、向上させることができ、また、その成果が適正に評価され、就業やキャリアアップ等につなげることができる社会の実現が期待される。
- 諸外国においては、EUのEQF（欧州共通資格枠組み）やオーストラリアのAQF（豪州資格枠組み）、韓国のKQF（韓国資格枠組み）のように、様々な職業分野において複数段階の評価基準を整備し、学校段階との対応関係を明らかにするような能力評価制度の構築が進められている。また、英国のQCF（単位資格枠組み）のように、多様な方法や媒体による学習の成果を単位化し、それを蓄積できるようにする仕組みも導入されている。

- このような動向を踏まえ、我が国において「キャリア形成のための新たな学習・評価システム」の構築を図るため、成長が見込まれる分野等を対象にして、学校等と産業界等との連携によるコンソーシアムを組織化し能力評価基準や教育プログラムの開発を進め、各分野における実践を促進することが求められる。その際、前述のとおり、学習者の多様な学習ニーズに応えるため、学習者が複数の短期の教育プログラムを履修し、その履歴を積み上げることにより資格取得等の評価を得ることのできる方式（短期学習ユニット積み上げ方式）を積極的に活用することが望ましい。
- また、これらの成果を踏まえつつ、国際的通用性の向上も視野に入れて、我が国の実情にあった新たな学習・評価システムの在り方について調査研究を行うことが求められる。

(4) ICTを活用した学習の質の保証・向上、学習成果の評価・活用の推進

- 情報通信技術の進展に伴い、ICTの活用が日常生活に浸透する中で、地理的・時間的制約を超えるとともに双方向性の特長を有するICTを効果的に活用した学習（eラーニング）を推進することが有効である。
- このため、デジタルコンテンツの実態に関する調査研究の実施等を通じて、デジタルコンテンツの質の保証・向上のための仕組みを早期に構築することが期待される。
- また、民間団体と地方公共団体等が連携して実施するICTを活用した学習成果の評価や社会的通用性の向上に資する取組（eポートフォリオ、eパスポート）²⁵を継続的に支援し、その成果を普及することが望まれる。

5. 生涯学習・社会教育の推進を支える基盤の整備

(1) 様々な主体との連携・協働を進めるための社会教育行政の体制の確立

- 社会教育行政が、本来の役割を十分に果たしていくためには、「社会教育行政の再構築」を確実に実施していくことが強く求められる。

²⁵ 例えば、富山インターネット市民塾推進協議会においては「一人ひとりのeポートフォリオが社会に活かされる学習基盤の構築に関する調査研究」が実施されている。

- このため、地方公共団体が、様々な主体との連携・協働を円滑に構築できるよう、①社会教育行政の再構築に関する基本的な理念・考え方の提示、②地域課題の解決に先進的に取り組む地方公共団体を支援し、優れた成果を全国に普及するモデル的な事業の推進、③社会教育の実態把握や質的向上のための実践的調査研究の実施、④社会教育行政の再構築を推進するために必要となる制度の改善等の環境整備等を行うことが期待される。

(2) 地域の学びを支える人材の育成・活用の推進

- 地域住民主体の地域づくりを円滑に進めていくためには、それを支える多様な人材の育成・活用が重要となる。
- このため、社会教育主事など行政における専門的職員の役割・専門性についての考え方を提示するとともに、地域の多様な人材をコーディネートしていく高い専門性を持った社会教育主事等の専門的職員の役割や配置の見直し、資質・能力の向上について検討を進めていくことが求められる。
- さらに、地域人材の質の保証の仕組みの構築や地域人材のネットワークの構築など、社会教育に関わる人材全体の在り方についても検討していくことが重要である。

(3) 社会教育施設の運営の質の向上

- 平成20年の社会教育法等の改正により、公民館、図書館、博物館の運営の状況に関する評価の実施と情報提供についての努力義務が規定された。現在、公民館、図書館、博物館において、運営の状況に関する評価を実施している施設は約7割、運営に関する情報の提供を実施している施設は約6割にとどまっているが、社会教育行政推進の基盤である社会教育施設をより質の高いものにしていくためには、評価・情報提供の取組の推進は重要である。
- このため、全ての社会教育施設において自己評価・情報公開が行われるよう促すほか、公民館、図書館・博物館等におけるICT環境の整備やICTの利活用を促進するなど、社会教育施設の質の向上に向けた取組を着実に進めていくことが求められる。

(4) 生涯学習・社会教育分野における調査・研究の推進

- 生涯学習・社会教育の推進方策を検討するに当たっては、学習者の学習ニーズや学習状況、学習に当たっての課題等の実態を調査し、分析して、その

結果を具体的な政策形成に反映させることが重要である。

- このため、例えば、学習者の視点から「学び」に関する意識の在り様に焦点を当てた意識調査を実施するとともに、学校教育段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計について、他省庁、大学等との協力・連携を含め、調査手法、調査内容等の検討を行うほか、社会の変化に対応して「社会教育調査」の調査項目の見直しも求められる。
- 加えて、平成25年には、成人（16歳以上65歳以下）が日常生活や職場で必要とされる技能（「成人力」）²⁶を測定する国際成人力調査（PIAAC）の国際比較等の結果が公表されるため、それを用いた分析が行われることが重要である。また、これまでの研究成果²⁷や国際的な検討状況も踏まえ、生涯学習・社会教育分野におけるPDCAサイクルの確立を念頭に置いた成果目標・成果指標等の研究・開発が行われることが期待される。さらに、国内施策の立案に資するため、職業教育を含む生涯学習分野の国際的動向を積極的に把握するとともに、必要に応じて国際機関等における調査研究プロジェクト等に参画することも期待される。
- なお、文部科学省においては、エビデンスに基づく教育政策の立案を一層強化するため、教育政策の企画立案機能と調査分析機能を有機的に統合するとともに国立教育政策研究所²⁸との一層の連携強化等を図ることが求められる。

（5）生涯学習・社会教育の活動を支えるための民間資金等の有効活用

- 生涯学習・社会教育関係団体が、それぞれの設立の趣旨・目的に沿って、自立した活動を持続的に展開していくためには、自らの活動について積極的に情報公開等を行い、地域社会との交流を深め、信頼を得る中で、地域住民や企業等から、寄附等の様々な資源の提供を受けられる存在となることが望まれる。

²⁶ 国際成人力調査における「成人力」とは「知識をどの程度持っているかではなく、課題を見つけて考える力や、知識や情報を活用して課題を解決する力など、実社会で生きていく上での総合的な力」としている。

²⁷ 国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにおいては、地方公共団体における社会教育計画の策定や評価の充実を目的に、評価を前提とした計画の策定方法の開発を試み、その成果を平成24年3月に「社会教育計画策定ハンドブック（計画と評価の実際）」としてとりまとめた。

²⁸ 国立教育政策研究所は、その中期目標に「教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、学術的な研究活動から得た成果を、教育政策の企画・立案にとって有意義な知見として集約・提示する役割」を担うこととされている。

- このため、生涯学習・社会教育関係団体の自己評価・情報公開等に係る取組の推進や平成23年度に公益社団・財団法人や認定NPO法人等に導入された寄附金税額控除制度等の寄附税制の周知等の具体的な支援方策を検討することが期待される。

おわりに

- この「議論の整理」は、「はじめに」でも述べたように、第5期検討状況の検討内容等を受け、今後期待される生涯学習・社会教育の振興に関する具体的方策について審議を行い、取りまとめたものである（第2章）。同時に、計画部会において、今後の我が国社会が「生涯学習社会の構築」を目指す必要があるとの方向性を打ち出したことから、生涯学習分科会として、生涯学習社会の構築の中心的な役割を担う社会教育行政の今後の取組の方向性をネットワーク型行政の推進を通じた「社会教育行政の再構築」として取りまとめたものである（第1章）。
- ネットワーク型行政が初めて提言されたのは、平成10年の生涯学習審議会答申であるが、当時は、社会教育の関係予算・職員等が今と比べて充実しており、ネットワーク型行政の必要性については認識されつつも十分に広がっていかなかった。しかしながら、行財政改革の進展によって、地方公共団体の社会教育の関係予算・職員等が全体として減少する傾向にある中、平成10年の「特定非営利活動促進法」の成立により、NPO活動が急速に拡大し、これまで以上に多様な主体による社会教育事業が質・量ともに広がりを見せて展開されるようになった。さらに、人々の学習ニーズの多様化・高度化も進み、もはや、社会教育行政のみで適切に対応していくことに限界を来すようになった。
- その後も、平成20年答申において、ネットワーク型行政が取り上げられ、特に学校教育等との連携や支援体制の強化については具体的な振興施策とともに提言されたが、それらの連携・協働は相当に進んだものの、それら以外の多様な主体との連携・協働は、必ずしも十分に進んでいないのが現状である。こうした状況を受け、学校教育以外の主体との更なる連携・協働を推進していくため、今期の生涯学習分科会においては、改めて「ネットワーク型行政の推進」の重要性を強調した。
- 今後の社会教育行政が、社会教育施設等において講座等を自らで全てを行おうとする「自前主義」から脱し、特に首長部局等と積極的に効果的な連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して地域住民の絆の構築、地域コミュニティの形成、地域課題の解決といった地域の総合的な課題に対応できるよう、地

域の多様な主体との連携・協働によるネットワーク型行政を一層推進していくことを改めて強く求めたい。

- 特に、近年、教育委員会制度の在り方について関係各方面から様々な意見が出される中であって、社会教育の役割を各地域において目に見える形で示していくためには、社会教育行政の首長部局等との連携・協働を通じた「社会教育行政の再構築」をはじめとする、この「議論の整理」の内容を実行していくことが重要になる。
- このため、国は、第2期教育振興基本計画の実施期間（平成25年度から平成29年度まで）の中で、第2章の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策を計画的かつ着実に実施・推進していくためのロードマップ等の策定により、方策の実施・進捗状況を把握し、方策の効果の検証等、フォローアップしていくことが必要である。
- 最後に、第6期生涯学習分科会では必ずしも十分な検討や整理がなされなかった課題、例えば、専門的職員や地域人材の在り方、成果目標・成果指標の設定、学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みの構築、キャリア形成のための新たな学習・評価システムの構築等について、第7期生涯学習分科会等の検討の場において、積極的な議論が行われることを期待する。

以 上

參考資料



資料A 「社会教育行政の再構築」に関する参考資料

地方公共団体における社会教育費の推移

地方教育費の中で社会教育費が占める割合は約10%。
地方教育費の総額はゆるやかな減少傾向にある。

(単位：億円)

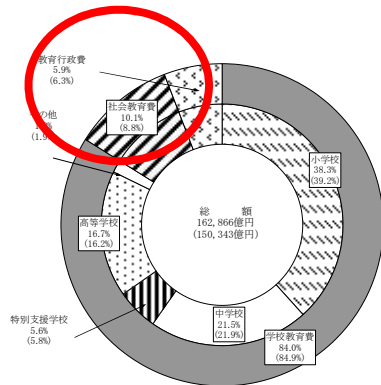
区分	総額			学校教育費			社会教育費			教育行政費		
	総額	伸び率	構成比	学校教育費	伸び率	構成比	社会教育費	伸び率	構成比	教育行政費	伸び率	構成比
平成	(%)			(%)			(%)			(%)		
21年度	164,332 (150,625)	1.4 (1.7)	100.0 (100.0)	137,344 (127,473)	1.4 (1.3)	83.6 (84.6)	17,291 (13,611)	1.1 (4.8)	10.5 (9.0)	9,698 (9,542)	2.2 (2.2)	5.9 (6.3)
22年度	162,866 (150,343)	△0.9 (△0.2)	100.0 (100.0)	136,741 (127,677)	△0.4 (0.2)	84.0 (84.9)	16,486 (13,165)	△4.7 (△3.3)	10.1 (8.8)	9,639 (9,501)	△0.6 (△0.4)	5.9 (6.3)

(注) 1 地方教育費総額とは、公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校の各学校の支出経費並びに都道府県、市町村の教育委員会が社会教育及び教育行政のために支出した経費の決算額合計である。

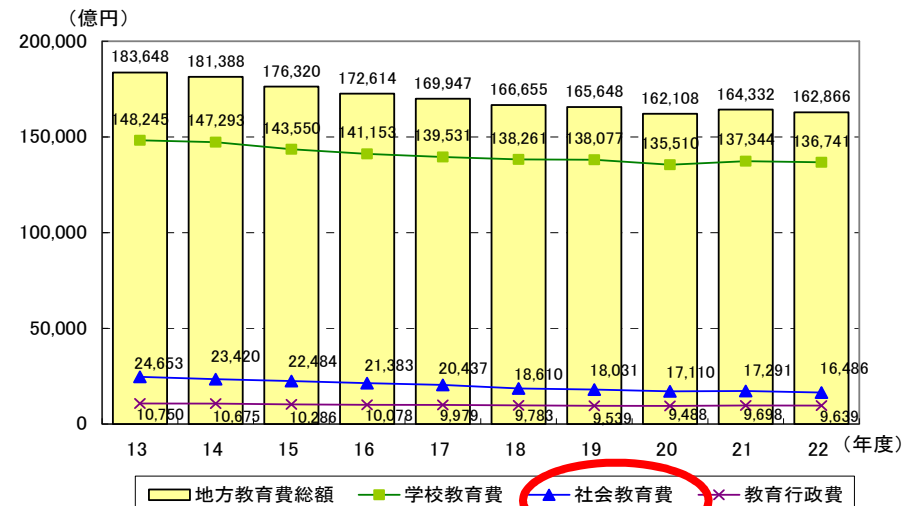
2 ()内は、債務償還費を控除した数値である。

3 単位未満を四捨五入しているため、計と内訳の合計とは一致しない場合がある。(以下の各表において同じ。)

教育分野別教育費の構成比



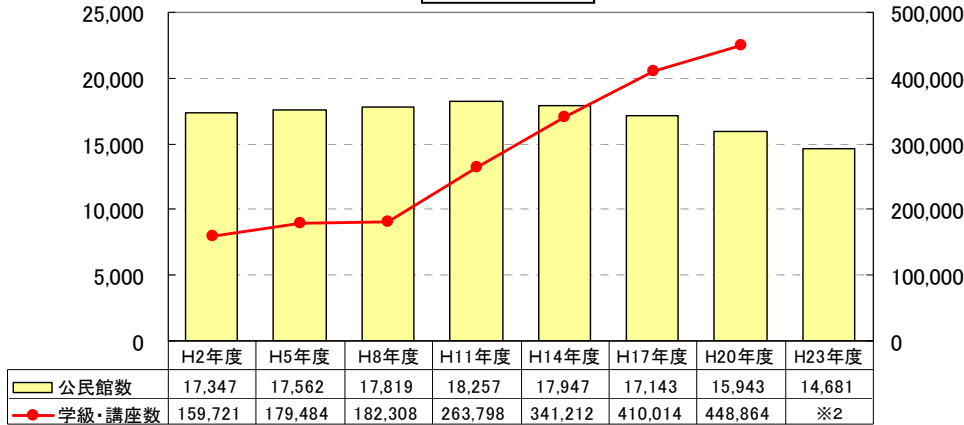
推移



(出典) 地方教育費調査

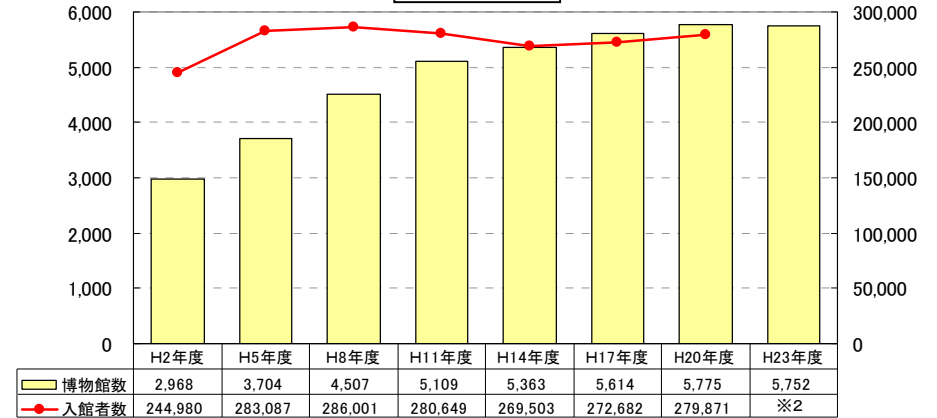
主な社会教育施設の施設数と利用状況

公民館



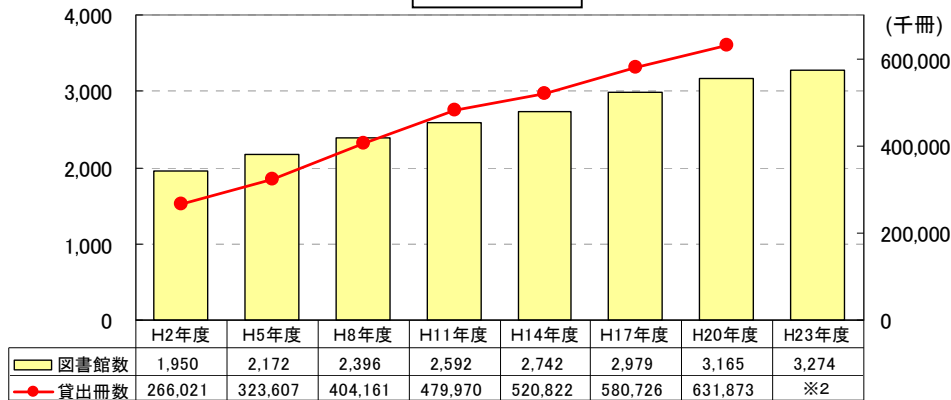
※類似施設含まない

博物館



※類似施設含む

図書館

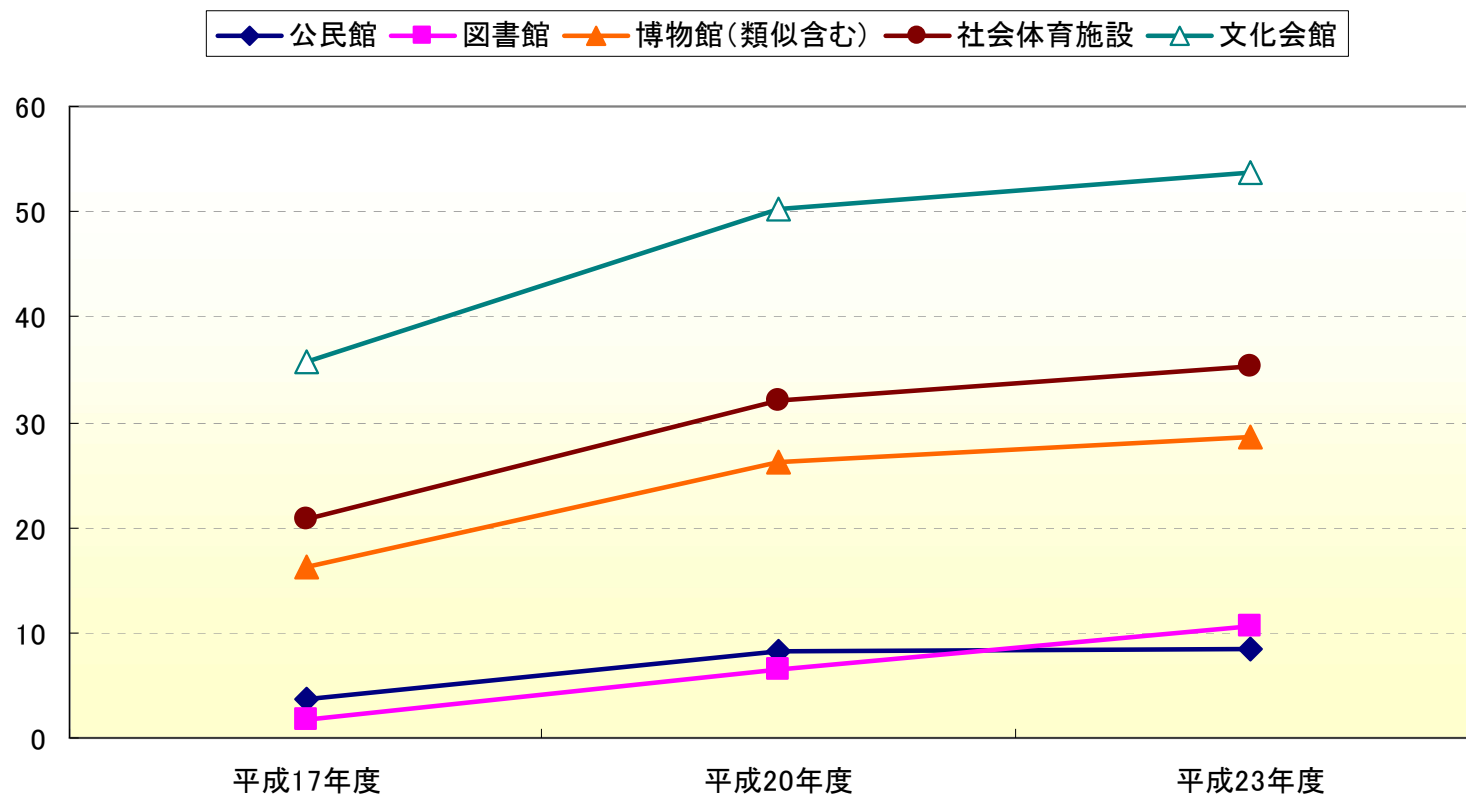


※H20は同種施設含む

※1 学級・講座数、帯出者数、貸出冊数及び入館者数については、前年度間の数値。

※2 平成23年度の値は、中間報告に基づく。中間報告では、学級・講座数、帯出者数、貸出冊数及び入館者数について、東日本大震災で被災した岩手・宮城・福島の3県の値が含まれないため、記入していない。

指定管理者制度導入施設の割合の推移



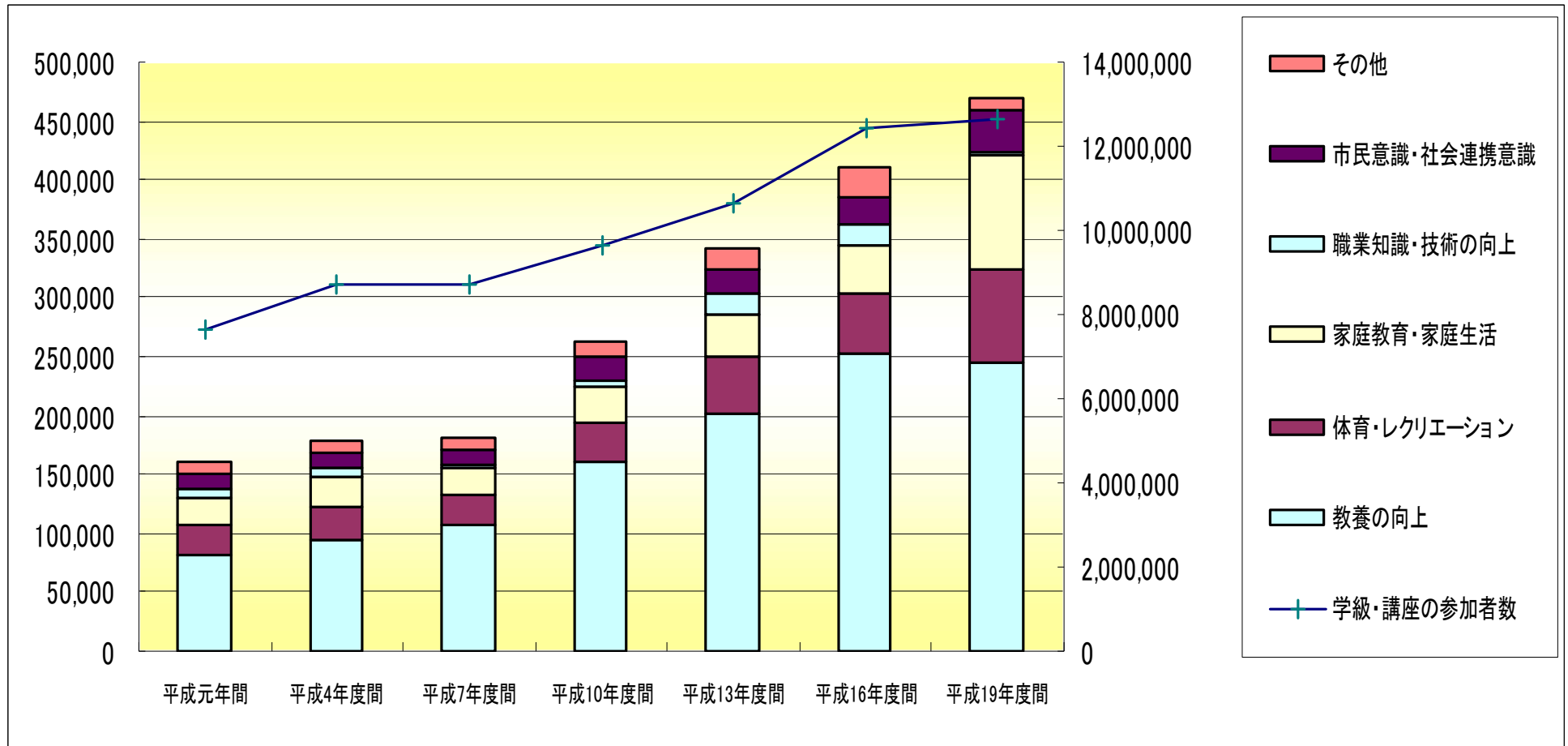
	公民館	図書館	博物館(類似含む)	社会体育施設	文化会館
平成17年度	3.7 %	1.8 %	16.2 %	20.7 %	35.8 %
平成20年度	8.2 %	6.5 %	26.3 %	32.0 %	50.2 %
平成23年度	8.5 %	10.7 %	28.5 %	35.3 %	53.7 %

(出典)社会教育調査

※ 平成23年度の値は、中間報告に基づく。

公民館における講座の分野別内訳

学級講座数は年々増加し、平成19年度間には、約45万講座が開催されている。
 このうち「教養の向上」に関する講座は、約23万4千講座(52.1%)開催されている。また、「家庭教育・家庭生活」に関する講座は、前回の調査から約2.4倍増加している。



(出典)社会教育調査

社会教育主事制度・司書制度・学芸員制度の概要

社会教育主事制度

1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）。
主な職務内容として、地域の社会教育の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

2 社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目9単位)を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(4科目24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

司書制度

1 職務の概要

司書は、図書館法に基づき図書館に置くこととされている専門的職員（図書館法第4条第1項）。
主な職務内容として、図書館資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の図書館の専門的事務に従事すること等が挙げられる。

2 司書となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)を卒業した者で大学において「図書館に関する科目」(14科目20単位)を履修した者
- (2) 大学(短期大学を含む)又は高等専門学校を卒業した者で司書講習(14科目20単位)を修了した者
- (3) 司書補の職又は同等の職の通算期間が3年以上になる者で、司書講習を修了した者

学芸員制度

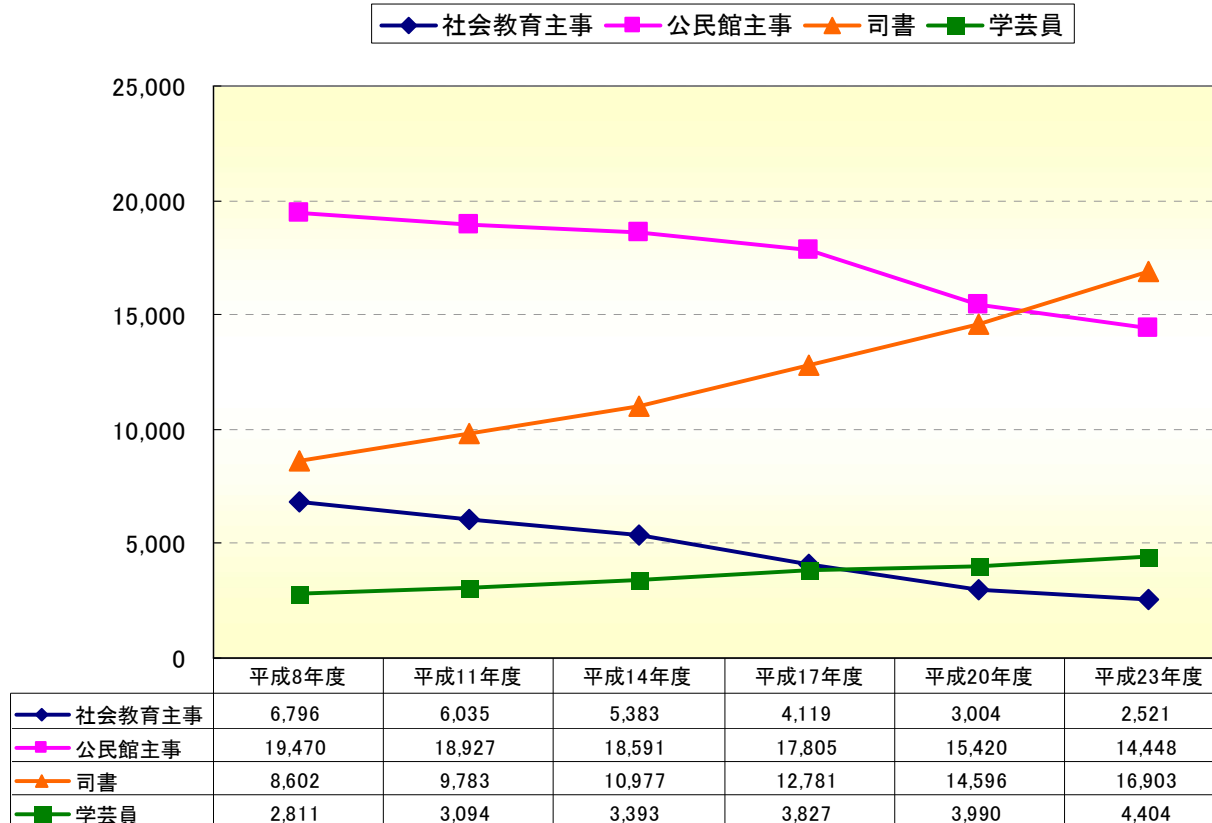
1 職務の概要

学芸員は、博物館法に基づき博物館に置くこととされている専門的職員（博物館法第4条第3項）。
主な職務内容として、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な専門的事項に従事することなどが挙げられる。

2 学芸員となる資格の取得要件

- (1) 学士の学位を有する者で、大学において「博物館に関する科目」の単位(8科目12単位)を全て修得した者
- (2) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学し、「博物館に関する科目」の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあった者
- (3) 学芸員資格認定合格者

社会教育専門職員の人数の推移



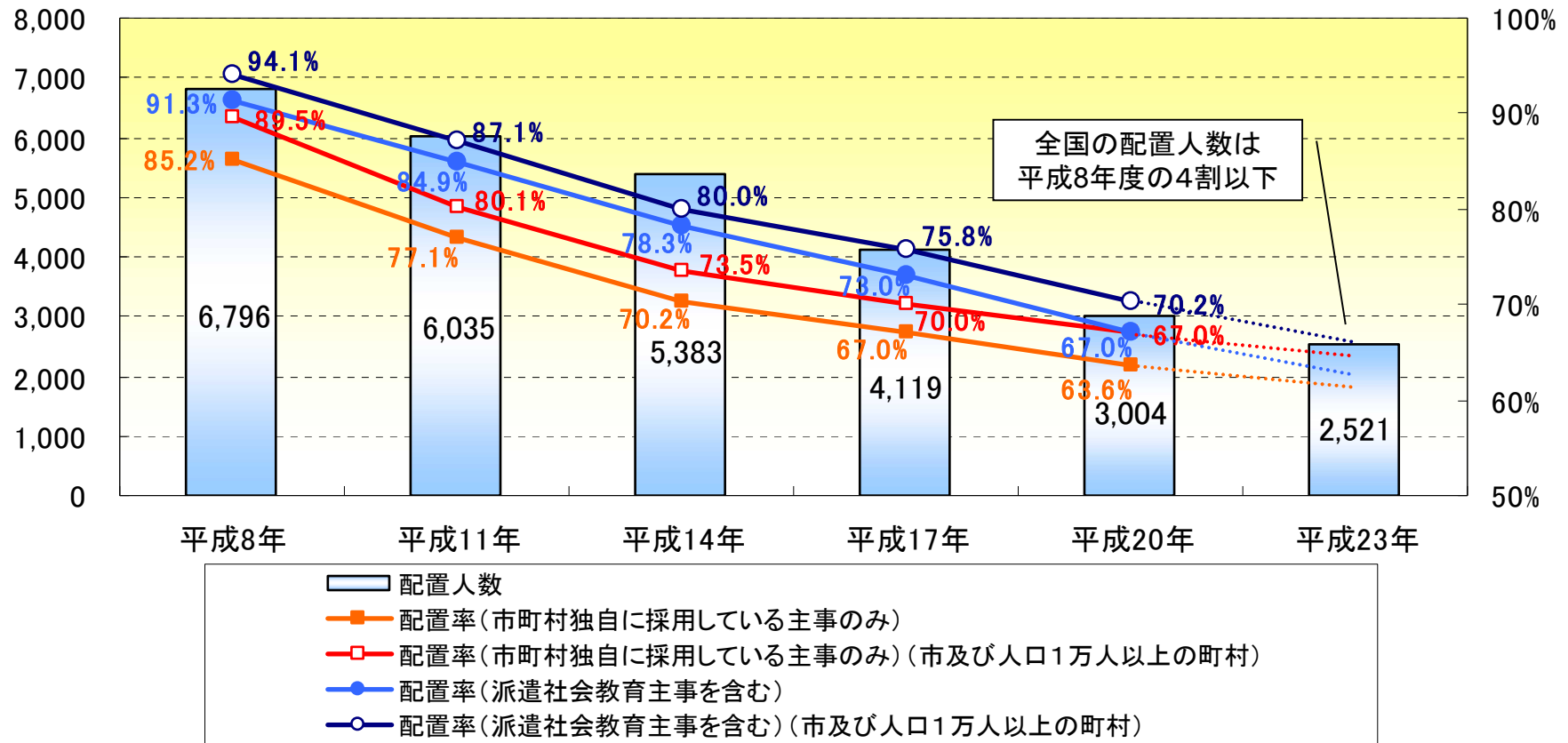
(出典)社会教育調査

※ 平成23年度の値は、中間報告に基づく。

社会教育主事の人数及び配置率の推移

市町村における社会教育主事の配置率は、年々低下

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



※平成23年度は中間報告の値。配置率は未算出。

(出典)社会教育調査

社会教育主事講習の内容

◇社会教育主事講習等規定(文部科学省令第12号 平成20年6月11日改正)

(科目の単位等)

第3条 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目	単位数	主な内容
生涯学習概論	2	○生涯学習・社会教育の意義と歴史 ○学校・家庭・社会の連携と学習システム ○社会教育の内容・方法・形態 ○社会教育指導者としての役割、資質・能力について ○社会教育施設の概要 ○学習情報提供と学習相談の意義
社会教育計画	2	○地域社会と社会教育 ○社会教育事業計画 ○社会教育の対象の理解と組織化 ○社会教育の広報・施設の経営・社会教育の評価
社会教育演習	2	○地域社会における諸問題の解明 ○家庭教育、環境教育、消費者教育、著作権、キャリア教育・職業教育等 (実施機関により異なる)
社会教育特講	3	○事業計画立案 ○各地域の現状と課題に対応した、中・長期計画の策定 ○年間事業計画の策定学習プログラム、学習展開計画の策定

社会教育主事に求められる能力及び専門性

【社会教育主事の職務】

○社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える(社会教育法第9条の3)

教育委員会として、

○ 社会教育主事に求められる能力は、都道府県、市(区)町村ともに、「学習課題の把握と企画立案能力」がもっとも多く、次いで「調整者(コーディネーター)としての能力」、「コミュニケーション能力」となっている。

○ 特に重要と考えられている職務としては、「事業の企画・立案・運営」である。

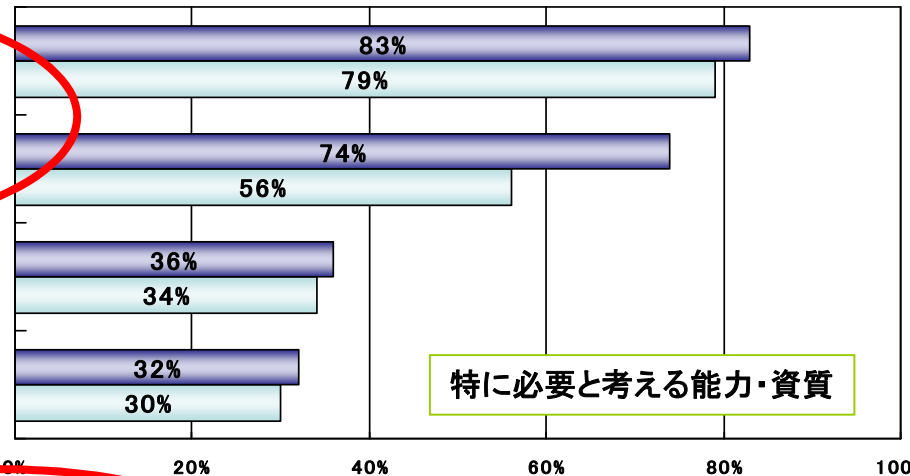
社会教育主事に対しては、企画立案能力、コーディネーター能力が求められる割合が高い

学習課題の把握と企画立案能力

調整者(コーディネーター)としての能力

コミュニケーション能力

幅広い視野と探究心



特に必要と考える能力・資質

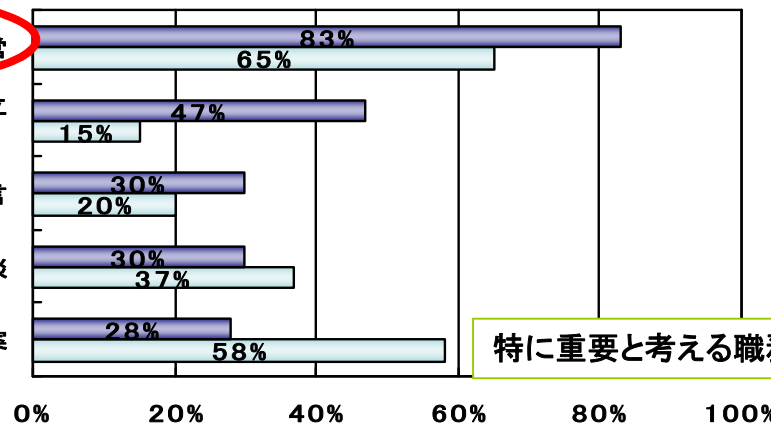
事業の企画・立案・運営

生涯学習・社会教育関係職員の研修の企画・立案・運営

関係職員への指導・助言

情報の収集・提供・学習相談

学習計画・教育計画の立案



特に重要と考える職務

公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム

(新規)
25年度要求額 400百万円

地域社会における様々な現代的課題(経済低迷、少子高齢化に伴う人口・労働力の減少、相対的貧困の拡大と中間層の活力低下等)に対し、公民館等が課題解決のための取組みを、行政の関係部局の垣根を越え、関係諸機関等と連携・協働し実施し、社会教育を活性化することを通じて、日本再生戦略において示されたすべての人に「居場所」と「出番」がある「共創の国」の実現を目指す。

全国に約16,000館設置された「ソーシャルキャピタル」(社会関係資本)としての公民館を活用

①若者の自立・社会参画支援プログラム

- ・ 「地域若者サポートステーション」と連携したニート等への居場所の提供、就労支援。
- ・ 学校教育への不応や学校外での学習に問題を抱える児童・生徒への学びの支援。
- ・ 専修学校、NPO、企業・福祉施設等が連携した擬似職場体験の機会提供、職業教育支援。

③地域人材による家庭支援プログラム

- ・ 学校等と連携し、いじめや不登校、児童虐待や貧困の連鎖防止など、課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材による支援、専門家等によるサポート体制の構築。
- ・ いじめや児童虐待予防など社会的課題に対応した親向け学習プログラムの開発。



②地域の防災拠点形成支援プログラム

- ・ 消防団等と連携し、災害発生時の避難方法等に対する啓発活動や体験型避難訓練等の実施や、地域の防災マニュアルの作成。
- ・ 公民館等が避難所となった際の運営方法や関係機関との円滑な連携体制の構築等、ICT機器等を活用した地域防災拠点体制の構築。

⑤その他地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援プログラム

- ・ グリーンエネルギーへの転換の必要性に伴うスマートコミュニティ化を推進するための環境、エネルギー教育。
- ・ 地域の実情に応じた人権教育の取組み。
- ・ 地域人材による女性活躍促進キャリア教育。
- ・ 図書館を活用した起業支援、博物館を活用した地域観光の振興等。

④地域振興支援プログラム

- ・ 地域の農産物、伝統工芸品などの地域資源についての学習成果を活かした地域の産業振興。
- ・ 中間年齢層が求める講座等の開催を通じ、地域での活動に参加を促進することを通じた地域振興。

すべての人に「居場所」と「出番」があり、全員参加、生涯現役で「新しい公共」の担い手となる「共創の国」の実現。

【関連する政府方針等】

「日本再生戦略」2. 「共創の国」への具体的な取組み～11の成長戦略と38の重点施策
「生活・雇用戦略」、「人材育成戦略」、「国土・地域活力戦略」、「グリーン成長戦略」等

【事業内容】

(委託) 上記5テーマ×30箇所=150箇所

取組の定着までのプロセスを踏まえ、最大3年を上限として段階的な事業計画とすることが可能。

(直轄) 「事業評価・検証委員会」の実施、周知・広報活動、全国大会の実施

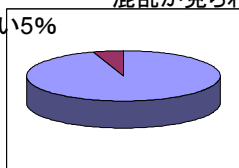
学校支援地域本部等の震災時の様子

〈宮城県内の小中学校の校長 40名への聞き取り等調査結果〉

Q 避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。(校長)

(学校支援地域本部設置20校)

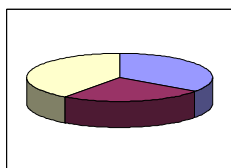
どちらとも
いえない5% 混乱が見られた0%



順調だった95%

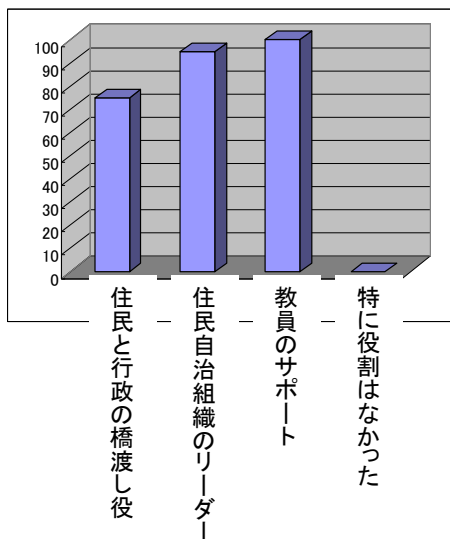
(学校支援地域本部未設置20校)

混乱が見られた40% 順調だった35%



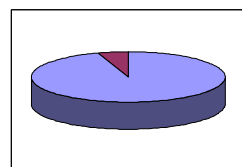
どちらともいえない25%

Q 学校支援地域本部のコーディネーターは震災避難時、避難所運営、学校復旧でどんな役割を果たしたか。(学校支援地域本部設置20校の校長 複数回答可)

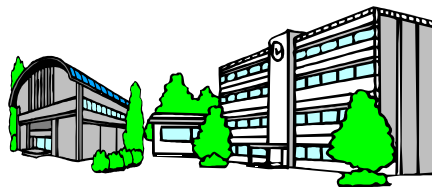


Q 学校支援地域本部等のシステムは今後の学校運営に必要か。(学校支援地域本部設置20校)

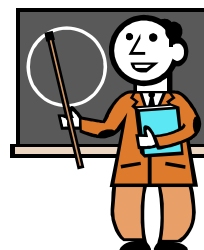
必要5% 不要0%



大いに必要95%



〈校長、地域連携担当教員のコメントから〉



(地域との協働のシステムができていた学校)

○コーディネーターは学校と自治会、商店会などのたくさんの人たちをつなぐ接着剤になりました。
○学校支援ボランティアの調整により、避難所開設時には、学校や子どもに配慮したルールができあがっていました。
○「先生は学校のことと家族のことを考えてください。避難所は私たちにまかせて」と学校支援ボランティアからの声には胸が詰まりました。
○コーディネーターやボランティアは学校再開に向けての避難所閉鎖の時にこそ存在感が際立ちました。避難住民と子どもたち、学校の様子がよく分かっているからこそ活躍でした。

(地域との協働のシステムができていなかった学校) × 物資を配布するにも、避難者の顔もわからず混乱しました。「権利を振りかざして」物資を奪っていく人たちや、どさくさに紛れて決められた数量を守らない人がいても、見過ごすしかありませんでした。

〈コーディネーターのコメントから〉



○学校支援地域本部は、実質、避難所支援地域本部となり、避難住民や子どもたち、先生方の声をボランティアが集約すると、みんなで不足するものを持ち合い、配食や清掃などの自治的な動きは加速していきました。(学校支援コーディネーター, PTA)
○避難所運営の格差は、日頃の学校と地域住民のかかわりの質の格差でもありました。(民生委員・学校支援コーディネーター, PTAOB)
○会議だけで顔を合わせる人よりも、定期的に子どもたちや先生たちといっしょに汗をかいている人はごく自然なかたちで避難所を支援する側に立っていました。(民生委員・学校支援コーディネーター, PTAOB)

これから求められること!

○保護者の多くが、子どもをひとりで自宅においておきたいと考えています。また、子どもも地震への不安がぬぐえず、放課後子ども教室の需要がますます高まっています。
○子どもたちの姿は、これまでに見たことのないようなオーバーアクションです。地域総ぐるみによる子育てこそ、復興には不可欠だと思います。
○全国からのボランティアが去り、雪がちらつく頃にこそ本当の復興は住民の手によって進められていくものだと思います。

住民の地域活動・社会貢献活動を支援する取組①

専修大学「KSソーシャル・ビジネス・アカデミー」

現役社会人、退職者や子育て中や子育てを終えた主婦などの市民を対象に、地域や街の身近な問題を解決し都市力を向上する「**ソーシャル・ビジネス**」に必要なプログラムを、専修大学と川崎市が連携し、社会人向けに編成・実施。

初めてソーシャル・ビジネスに取り組む人から自ら起業しようとする人までを視野にしつつ、事例研究・体験実習を豊富に取り入れたものとし、各過程ごとに**系統的に、初歩から応用・実践まで学べる仕組みを構築**。

<プログラム概要>

●導入課程「ソーシャル・ビジネスの概論、川崎市の概要を学ぶ」

ソーシャル・ビジネスの意義と経済的な役割、その仕組みについて、川崎市内などの幅広い事例を踏まえつつ学びます。また、ソーシャル・ビジネスに参加することの意義や、自身のキャリアを活かして活躍するための心構えなどを学びます。

●共通課程「ソーシャル・ビジネスの起業・成長の段階に必要なビジネス・スキルを学ぶ」

新たにソーシャル・ビジネスの起業を目指す人に対して、起業にあたって必要な事業計画書の作成、資金・会計、組織体制などのノウハウを学ぶとともに、現場視察を通じソーシャル・ビジネスの実情を把握します。また、ソーシャル・ビジネスの成長において必要となる経営ノウハウを、人材開発、資金管理、マーケティング、組織マネジメント、プロジェクトマネジメントなどに関して集中的に学びます。

●応用課程「ソーシャル・ビジネスの本質と拡がり(様々な領域、多様な形態など)を学ぶ」

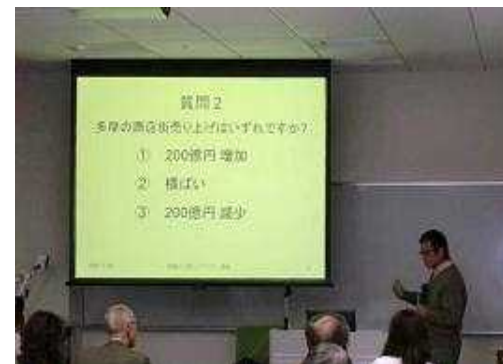
ソーシャル・ビジネスの取組み事例や、企業が社会貢献に取り組んでいる実態を、それぞれリレー講義の形で学びます。また、導入、共通、応用課程で学んだことに対するグループ指導を行い、講義全般に関する質問や疑問を解決します。

●実践課程「自らのソーシャル・ビジネスを構想する」

ソーシャル・ビジネスを実践・体験します。川崎市など地域課題に取り組んでいるNPOや一般企業などとの連携により、体験実習します。担当講師の指導の下、現場でのワークショップを通じて、最終的にソーシャル・ビジネスへの参加または起業に円滑に結びつけられるようにします。

●成果

- ・修了生の同窓会組織「KSSN(KSソーシャル・ネットワーク)」を作り、HP等を通じて活発な交流を展開し、実践に結びつける活動を開始している。
- ・修了生が高齢者予防介護事業を実施する一般社団法人を設立した。



住民の地域活動・社会貢献活動を支援する取組②

東京大学「市民後見人養成講座」

金融・住宅・医療など後見業務に関連する業界を退職した元気なシニア、介護や子育ての経験を持つ主婦を主な対象に、市民後見人養成講座を実施するとともに、市民後見NPOの立ち上げ支援を通じ修了者の後見活動を総合的に支援する取組

○対象者：一般中高年、病院や金融機関関係者、患者会、等

○期 間：126時間(約10か月)

○プログラム構成

座学 75時間(52コマ)

インターンシップ活動等 50時間分

○受講者

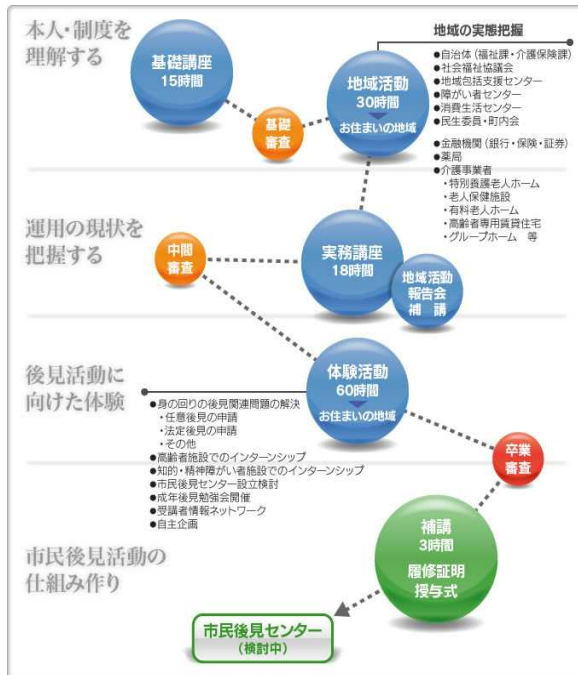
年齢：平均60歳前後
男女比：男4、女6

○実施体制

大学教員、実務家
(司法書士、弁護士
NPO法人等)、
市民、事務局、
運営サポーター等

○受講後の状況

履修証明書を発行
(既に家庭裁判所より
後見人として数件
選任され始めている
状況)



○成果

平成20年度以降、全国30の都道府県から2000人を超える受講があり、1520名に対し履修証明書を発行。東京以外でも、山形県、福井県、北海道にて地元の行政や大学の協力を得て市民後見人養成講座を開催。修了生が主体となり立ち上げた市民後見NPO法人も50法人を超え、各地域において成年後見の啓発、相談受付、利用支援、受任活動を行っている。老人福祉法32条の2に基づき、市民後見人の養成や後見実施機関の受託を自治体から受けるNPO法人も複数ある。